

平成29年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 平成29年4月26日(水) 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	関口 幸一	委 員	福本 正巳
委 員	関口 三枝子	委 員	堀江 均
委 員	渡邊 泰之	委 員	立川 久雄
委 員	石井 啓	委 員	杉山 布美江
委 員	及川 和範	委 員	渡邊 弘
委 員	山口 誉典	委 員	宮嶋 亮二
委 員	竹元 悦子		

(欠席委員)

副会長	川副 孝芳	委 員	石毛 稔
委 員	小林 雄士	委 員	秋山 直輝
委 員	川名 克弘	委 員	庄司 三喜夫

4 出席職員

障がい者支援課長	伊藤 恵一	支援班班長	緒形 卓史
コンサルタント	ジャパンインターナショナル総合研究所		山下 淳也

5 説明者(実務者会リーダー等)

支援班班長	緒形 卓史	コンサルタント	山下 淳也
-------	-------	---------	-------

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議 題

1) 第3期障害者福祉基本計画及び第5期障害福祉計画の策定について

2) その他

8 議 事

事務局 伊藤課長	<p>それではお待たせいたしました、本日は年度当初お忙しいところ ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員の変更がございましたのでご報告いたします。</p> <p>千葉県立楨の実特別支援学校長 佐々木 隆之氏が人事異動により堀江 均氏に代わりました。</p> <p>袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長 末吉 幸夫氏が人事異動により渡邊 弘氏に代わりました。</p> <p>袖ヶ浦市教育委員会学校教育課長 今宮 公雄氏が人事異動により庄司 三喜夫氏に代わりました。</p>
堀江委員	あいさつ
渡邊弘委員	あいさつ
事務局 伊藤課長	<p>庄司委員は業務都合により本日欠席しております。</p> <p>(会議資料の確認)</p>
事務局 伊藤課長	<p>それでは大変お待たせいたしました。只今から平成29年度第1 回目の袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開催いたします。議事に先立 ちまして本日の出席の状況を報告いたします。まず川副委員、庄司 委員、秋山委員、小林委員、川名委員、石毛委員から欠席の連絡を 受けました。6名の方が欠席ですが、過半数の出席を頂いておりま すので、本会議は成立いたします。また、本会議は公開の会議であ る事を申し添えておきます。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして関口会長からご挨拶を頂戴したい と思います。よろしくお願いいたします。</p>
関口会長	<p>平成30年度に10年計画の障害者基本計画が2期から3期に切 り替わり、それから同時に3年計画の第4期障害福祉計画が第5期 障害福祉計画に切り替わる節目です。みんなで力を合わせて良い袖 ヶ浦市を作っていければと思いますので、皆さんよろしく協力をお 願いいたします。本日は宜しく願いいたします。</p>
事務局 伊藤課長	<p>関口会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは議題の方に入らせて頂きますが、議事進行におきまして</p>

	は、本協議会の設置要綱によりまして、会長にお願いいたします。
関口会長	それでは早速ですが、議題の第①の第3期障害者福祉基本計画及び第5期障害福祉計画の策定について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局 緒形	(策定概要の説明)
ジャパン 山下	(策定概要の補足)
事務局 緒形	以上でございます。
関口会長	ありがとうございました。今、事務局と山下さんからご説明がありました。何かご質問、ご意見等ございますか。
及川委員	これからいろいろ作っていかれると思いますが、例えば精神障害者に対応した地域包括ケアシステムといったお話がありますが、そういった事を目指す前に具体的にどういった施策をこれから出されていくのでしょうか。包括に話をされてもどういった取り組みをしていくのかを考えていかなければダメなのか、少し見えないなという感じがしました。
ジャパン 山下	精神障害に特化してというよりはこれまでやってきた、やってこられた事を整理させていただいて、ネットワークをつないで連携させていくかということや、施策として盛り込んでいくかは、これから考えていかなければいけないなと思っております。
事務局 緒形	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築と書いてあるのと、新しいものを何か立ち上げるようなイメージを持たれているのかと思いますが、今すでに取り組んでいて、計画の中で表現が違っても進んでいるものもこの中に充分含まれていると思います。ですからここで示されている国の指針ですとか、そういったものを噛み砕いて解釈していく中で、今あるものを活用して、あるいは足すような形で構築となるものがあり得るかと思います。 あるいは、もうすでに行っているものがここで言うところのケアシステムになっているというものもあるかと思いますが。この辺は具体的なお話になりますので、今後計画策定を進めていく中でお示しできればというところでございます。
及川委員	そういったものをつくり込んでいった中で、上に書かれている退院の促進ということに繋げていくということなのではないでしょうか。単純に退院促進といっても何らかの手立てがない限り退院促進というも

	<p>のはくっついていかないという感じがしました。</p>
事務局 緒形	<p>具体的な促進の方法などは、これから計画策定をしていく上で、色々読み解いていく作業になります。</p> <p>すでに取り組んでいることも、多くあると思いますので、計画を策定していく中で整理しながら明記し、事業を進めて行くような流れになるのかと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、新たに何かを始めようということではなく、今回は計画を策定する中に、どう表現していけばいいのかということから始めたいと思っております。</p> <p>今やっていることを振り返って、指針等にどうはまっていけるのか、あるいは足りないものがあれば計画を立てて足していくという形になるのかと思います。</p>
石井委員	<p>7ページの次期計画見直しのポイントが出ていると思いますが、9ページ以降の成果目標と、それから14ページの活動目標のところに落とし込まれているのかと思って見てみると、何点か少し分からないところがあります。例えば7ページのポイント①で地域生活支援拠点の整備とか、基幹相談支援センターの設置ということが出ていますが、これはどこに出ているのかというのが分からないので教えて頂きたい。ポイント⑥の発達障害者支援の一層の充実というのは、国の発達障害者支援法の改正を受けての事だと思いましたが、発達障害者支援地域協議会はまだ設置されていないので、まず設置というところが活動指標に出てくるのかなと思って見ていたのですが、その辺り教えて頂けないでしょうか。</p>
事務局 緒形	<p>活動指標の方は、具体的なサービスの内容になっております。今、石井委員の方からご指摘がありました、ポイント①の基幹相談支援センターの有効活用と設置の推進については、袖ヶ浦市の場合基幹相談支援センターがまだ出来ていない状況で、前回の地域総合支援協議会で提案があった事ですが、国の指針では以前から示されている事なので、具体的に計画の中にどう盛り込んでいくのかはこれからですが、設置をするという方向性は地域協議会の中にも出来ているので、何らかの形で計画に盛り込むことになるかと思っております。</p> <p>ポイント⑥の発達障害者支援地域協議会については、新たな単語だと思いますが、こちらについてもまさに協議会の中で相談しながらやっていかなければという思いです。やはり、具体的に何件とかそういったものを指標として出していくものではないので、活動指</p>

	標のほうには無いということです。
石井委員	ポイントに載っていることがそのまま成果目標に出るということではないということは説明で分かったのですが、そうであるとする活動指標はなおさらサービスの提供というところで具体的なものになると思います。そもそも発達障害者支援地域協議会というのはまだ設置されていないですね。設置について検討せずに設置するというのは規定のことで、とにかくやって開催回数というところまで入れてしまうという事なのでしょうか。
事務局 緒形	設置するとも言い切れず、必要性がある事を何らかの形で計画の中に表現していく。ただ、設置するともしないとも今はまだ言えないのですが、アンケートの中にこの項目は入っていないのですが、分析をする中で検討していくということになるかと思っています。今、現時点で設置をして何件とかそういう目標を立てることは出来ないのです、今回は概要ということで、こういうことをポイントとしている、ということまでしか説明できません。
関口会長	ようはこれから詰めていくというような感じなのでしょうか。
事務局 緒形	はい。
宮嶋委員	今おっしゃっていただいた通り、国が示している指針等を網羅して成果指標を設定した場合はこういう数字が出てくるということ、少し例示的になってしまっているところ大変申し訳ないと思いますが、一応全部フルバージョンでやったうえには、こういう成果資料も考えてもらえるというところで、袖ヶ浦市ではどうあるべきかというものはまだ入っていないものがあります。それを市の現状を振り返る中で、袖ヶ浦市に応用した場合はどうなるかというのはこれから考えなくてははいけません。ただしそれが、この計画が示すようなフルバージョンになった場合には、このようになるというようにご理解いただければと思います。
関口会長	他に皆さん何かご質問、ご意見等はございますか。 ございませんでしょうか。どうぞ、宮嶋委員。
宮嶋委員	今日の会議の資料の主旨でございますけれども、3月には1回、次年度から計画でまたよろしくお願いたしますと申し上げたところでございますが、そのおおまかな段取りと、あと枠組みの一つとしては、国の方が示している骨子表等も含めながらご議論いただきますというところで、あと策定の仕方としては振り返りを行っていただいて、その評価についてもご意見を頂戴しながら、そしてその

	<p>中から袖ヶ浦市に合った政策、体系とかですね、課題とかが見えてきたらそれについてもご意見いただいて、それをまとめさせていただくというような、そういう段取りで行いますという、本当に今日はアウトライン系のもので示していければというところで、スタートラインを切らせていただければと考えているところでございます。</p>
関口会長	<p>ようはこれから先の進む道をこんな風にして作っていきますと言う話で、その先についてはこれからということで、この中にはまだ何もこうしますというものは入ってない。これから先協議会等々を通じて明らかにして進めて行きたいという、そういった立ち位置の開催ということでよろしいですか。</p>
事務局 緒形	<p>そういうことでございます。 次回、6月に開催される時にはアンケート調査の分析が済んでいると思うので、そこになると袖ヶ浦市の状況が話しできるかと思っております。そうするともう少し具体的な事が説明できるかと思うのですが、現時点ではまだ調査が済んでおりませんので、アウトラインというところです。</p>
関口会長	<p>他の委員さんはいかがでしょう。ではよろしいでしょうか。皆さんここで本件についてはこれ以上意見、質問等はないようですので、次に議題2のその他の方に進ませていただきたいと思います。その他でございませぬので、委員の皆様、あるいは事務局の方で何かございませぬか。</p>
事務局 緒形	<p>事務局からは今回はございませぬ。</p>
関口会長	<p>それでは、特に無いということでございませぬので、本日予定してました議題は全て終了いたしました。ということで議長の任務を解かせて頂きます。御協力ありがとうございました。</p>
事務局 伊藤課長	<p>関口会長、どうもありがとうございました。 それでは以上を持ちまして、袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>

平成29年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 平成29年 4月26日（水）

午後1時30分から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1) 第3期障害者福祉基本計画及び第5期障害福祉計画の策定について

2) その他

4 閉 会

議題 1

第 3 期障害者福祉基本計画及び第 5 期障害福祉計画の策定について

1 計画の策定について

障害者基本法第 11 条で定める「障害者福祉基本計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に定めのある「障害福祉計画」がいずれも平成 29 年度をもって計画期間を満了する。このことから、平成 29 年度中に新たな計画を策定いたします。

2 計画策定における地域総合支援協議会の役割

袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第 2 条第 6 項で、障害者福祉基本計画及び障害福祉計画について協議することを定めておりますので、本協議会委員の皆様には、市から提案する計画素案等にご意見等をいただくこととなります。

現在予定している会議のスケジュールは以下のとおりです。

	日時	予定している会議内容
第 1 回	4 月 26 日（水）13：30～	計画説明等
第 2 回	6 月 29 日（木）10：00～	アンケート結果の報告
第 3 回	8 月 17 日（木）10：00～	計画骨子案の提案等
第 4 回	10 月 6 日（金）10：00～	計画素案の審議等
第 5 回	1 月 25 日（木）10：00～	パブリックコメントの結果等
第 6 回	3 月 13 日（火）10：00～	計画最終案の審議等

会議の日程及び内容については、計画策定の進行状況により変更する場合があります。

変更する場合は、事前にご連絡いたします。

3 現在の状況

① アンケート調査実施

計画策定に際して必要な情報を取得するため、アンケート調査を平成29年1月に実施。

- ・「袖ヶ浦市障がいのある人に関する調査」（設問数79）

対象：障害者手帳所持者等2,924名（回答1,957通（約67%））

- ・「袖ヶ浦市障害に関する意識調査」（設問数33）

対象：無作為抽出（20歳以上）500名（回答264通（約53%））

② コンサルタントについて

計画策定に協力してもらったコンサルタントを委託しました。

決定方法 指名競争入札（6社）

4月13日実施。

落札者 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

落札金額 3,175,200円（税込）

4 計画策定の概要

- ① アンケート調査の集計・分析をする。
- ② 現行計画を振り返り、評価する。
- ③ 国の指針や上位計画、他計画との整合を図る。
- ④ 現行計画の評価、現在のニーズ、国の指針等を踏まえ計画素案を作成する。
- ⑤ パブリックコメント等の必要な手続きを経て計画策定。

（計画策定概要は別添のとおり）

袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員名簿

期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

番号	氏名	役職等	選出区分	備考
1	川副 孝芳	袖ヶ浦市心身障害者(児)福祉会 会長	障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者	
2	関口 三枝子	袖ヶ浦市手をつなぐ育成会会長	障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者	
3	渡邊 泰之	袖ヶ浦福祉センター養育園施設長	障害者支援関係機関関係者	
4	石井 啓	袖ヶ浦ひかりの学園園長	障害者支援関係機関関係者	
5	及川 和範	ケアセンターさつき施設長	障害者支援関係機関関係者	
6	関口 幸一	特定非営利活動法人ぼびあ代表	障害者支援関係機関関係者	
7	山口 誉典	君津ふくしネットセンター長	障害者支援関係機関関係者	
8	小林 雄士	白ゆり 保育園主任保育士	障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者	
9	川名 克弘	袖ヶ浦菜の花苑施設長	障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者	
10	石毛 稔	袖ヶ浦さつき台病院診療部長	保健、福祉及び医療機関関係者	
11	竹元 悦子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 副会長	保健、福祉及び医療機関関係者	
12	福本 正巳	君津健康福祉センター 地域福祉課長	保健、福祉及び医療機関関係者	
13	堀江 均	千葉県立槇の実特別支援学校長	教育機関関係者	新
14	立川 久雄	袖ヶ浦市商工会事務局長	雇用機関関係者	
15	秋山 直輝	木更津公共職業安定所 求人特別 援助部門 統括職業指導官	雇用機関関係者	
16	杉山 布美江	障害者就業・生活支援センター エール 主任就業支援員	雇用機関関係者	
17	渡邊 弘	袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長	保健、福祉及び医療機関関係者	新
18	庄司 三喜夫	袖ヶ浦市教育委員会学校教育課長	行政機関関係者	新
19	宮嶋 亮二	袖ヶ浦市福祉部長	行政機関関係者	



袖ヶ浦市総合計画

「自立と協働のまち」

人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦

袖ヶ浦市

4. 障害者福祉

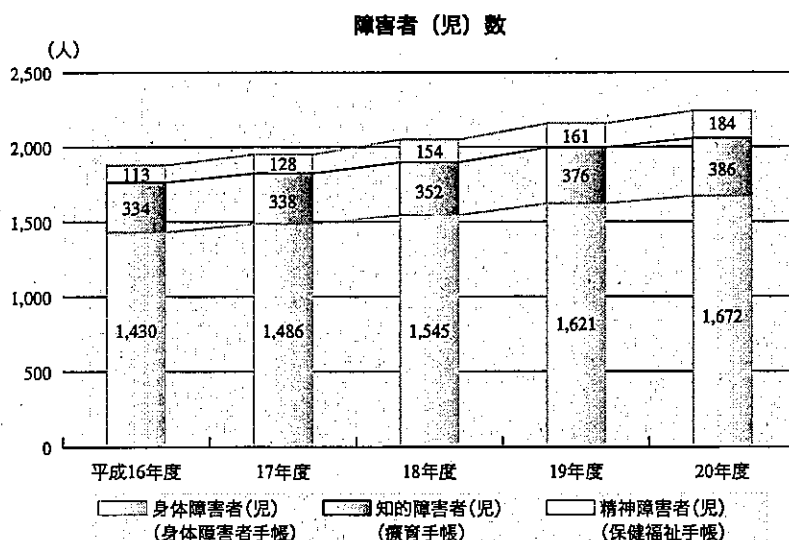
■現状と課題

障害者自立支援法の成立によって、平成18年4月から障害福祉サービスの枠組みは大きく再編成され、各障害別(身体・知的・精神)にばらつきがあった施策形態が共通の制度の中で提供されるようになりました。

また、支援費制度への移行によって、平成15年4月から主要な福祉サービスは、利用者が事業者を選択して直接契約するようになりましたが、サービス受給量が大幅に増加しており、サービスを安定供給するためには、財源の確保と供給体制の充実が必要になるほか、利用者が適切なサービスを受けられるよう相談支援体制の充実が求められます。

障害者の社会参加を促進するため、移動への支援や就労に向けた自立訓練、就労支援等の充実が求められており、日中活動の場の確保は各施設等を主体に構築が進んでいますが、就労については支援するサービスはあるものの、現状では雇用としての受け入れ側の体制が十分に整備されているとはいえません。

さらに、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援し、地域活動や就労等の社会参加を促進するためには、障害者にとってバリアのない環境づくりが必要になります。現状では、ハード面におけるバリアの解消は、施設の新設にあわせた対応が進められていますが、既存建築等については改修が必要になり、経費の面からも問題は少なくありません。また、バリアのない環境とは、心の壁の解消も含むため、ノーマライゼーションの思想を普及促進することによって、多様な交流の機会を創出することが必要です。



■施策の方向性

(1) 生活支援の充実

障害者福祉基本計画に基づいて、障害者の生活支援を図るため、福祉や健康、教育、就労、まちづくりなど、各種の施策を各分野と連携しながら推進します。また、サービスの安定供給を目的に策定する障害福祉計画により、障害者が能力と適正に応じ自立した生活が送れるようサービスの提供に努めます。

さらに、障害者が安心してサービスを受け、自立した生活を続けていくことができるよう総合的に相談を行える体制の強化を図ります。

(2) 地域生活支援・社会参加の促進

住みなれた地域や社会での自立した社会参加を促進するため、障害者の移動や就労対策、地域における相談支援体制の強化など施策の充実に取り組みます。また、社会参加を通して生きがいや日常生活の充実が図られるよう交流の機会や活動の場の整備に努めます。

(3) 障害者にやさしい福祉のまちづくりの推進

各種施設・道路等の整備改善を図り、バリアフリーに基づいた基盤整備を推進するとともに、併せてノーマライゼーションの思想普及を促進し、心のバリアフリーを目指して、障害者にやさしいまちづくりを推進します。

■期待される成果

生活支援、社会参加の促進、バリアフリー化の推進など総合的な支援によって、障害があることにより不利な立場に置かれることのない、ノーマライゼーションの社会が構築されます。また、社会的支援のみならず、人々の意識においてもノーマライゼーションを進め、障害者に理解ある暮らしやすい地域社会の実現が期待されます。

■施策指標の目標値

施策指標	現状値					目標値	目標年度
	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
※障害福祉計画（3年1期）により障害福祉サービスを管理します。※							
車椅子の方や障害のある方が楽に出歩ける環境にあると思う市民の割合(%)	-	-	-	-	13.9	20.0	31

(1) 生活支援の充実	①在宅支援サービスの充実
	②施設福祉の充実
	③相談体制の充実
(2) 地域生活支援・社会参加の促進	①移動サービスの充実
	②就労の促進
	③交流機会の充実
(3) 障害者にやさしい福祉のまちづくりの推進	①バリアフリーの社会基盤整備
	②ノーマライゼーションの浸透

そでがうら・ふれあいプラン
－ 障害者福祉基本計画編（第２期） －
（概要版）



© MPC

平成 20 年 3 月
袖 ヶ 浦 市

1. 計画の位置づけ

「そでがうら・ふれあいプラン ー障害者福祉基本計画編（第2期）ー」は、平成16年6月に改正された障害者基本法第9条第3項に基づき策定するものです。

この計画は、袖ヶ浦市の全体的な計画である「袖ヶ浦市基本構想」（基本理念「ひと、そして自立」）、「袖ヶ浦市総合計画（後期長期計画）」の中の障害者に関する計画として定めるものです。このうち、生活支援施策については、「障害福祉計画」を実施計画的なものとして、数値目標とその確保策を定めます。

このほか、市の他の保健福祉関連計画との整合性を保つものです。なお、施策の推進に当たっては、財政状況等を勘案しながら、市全体の実施計画に反映しながら行っていきます。

障害者福祉基本計画の位置づけ

袖ヶ浦市基本構想・袖ヶ浦市総合計画（後期長期計画）

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画

- ・ 障害者基本法に規定する市町村障害者計画
- ・ 袖ヶ浦市基本構想及び袖ヶ浦市総合計画の中の障害者に関する計画
- ・ 国の障害者基本計画及び千葉県障害者計画と整合性を持った計画
- ・ その他市内部の関連諸計画と整合性を持った計画

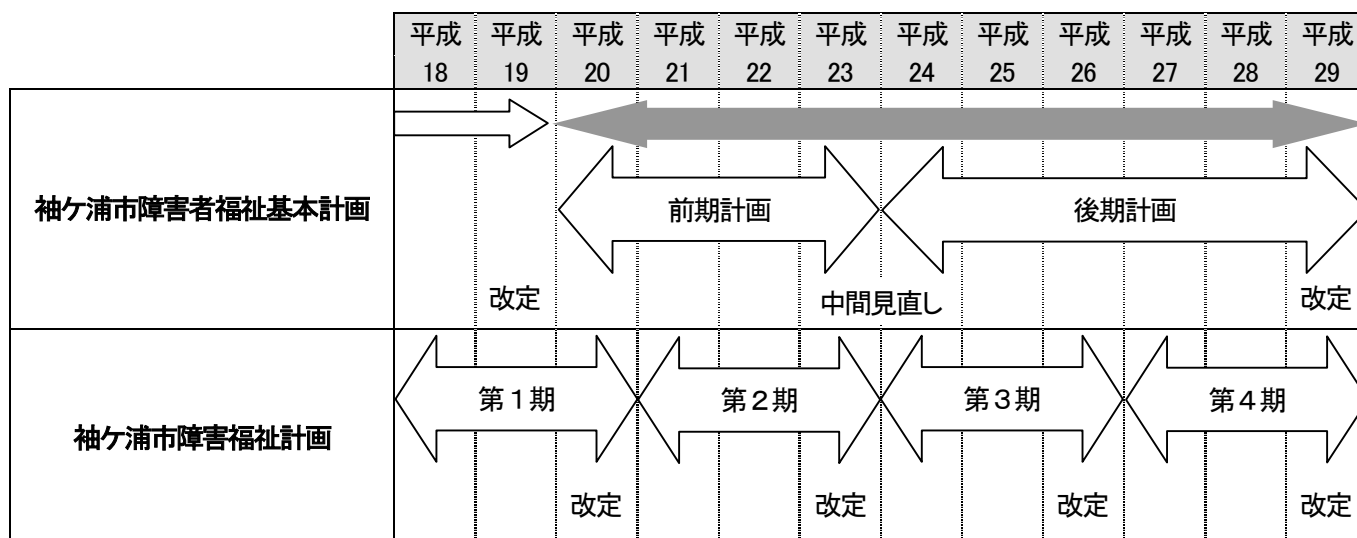
袖ヶ浦市障害福祉計画

- ・ 障害者自立支援法に規定する市町村障害福祉計画
- ・ 国の基本指針及び千葉県障害福祉計画と整合性を持った計画
- ・ 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画など、障害者に関わる諸計画と連携した計画

2. 計画期間及び見直しの時期

計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

障害福祉計画の計画期間を踏まえ、平成20年度から平成23年度までの4年間を前期計画、平成24年度から平成29年度までの6年間を後期計画とし、平成23年度に中間見直しを行い後期計画につなげていきます。



3. 計画の基本理念

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画では、計画の基本理念を以下のように定めます。

<計画の基本理念>

障害のある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。

障害のある人を、みんなで支えあいます。

障害のある人が、さまざまなことのであい、ふれあい、安心して参加できるようにします。

4. 計画の基本的な考え方

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画では、以下の3点を基本的な考え方とします。

(1) すべての障害の状態にある人を支援します。

- 従来からの身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を支援します。

(2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。

- 障害福祉計画で掲げた「訪問系サービス・日中活動系サービスの充実」に限らず、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において保健・医療サービス、福祉サービスを総合的に利用できる環境を充実していきます。
- 生活環境、防災・防犯、教育、就労、社会参加など、保健・医療・福祉以外の分野においても、障害者が自己の有する能力を発揮し、自立した日常生活が送れるよう、さまざまな環境を充実していきます。

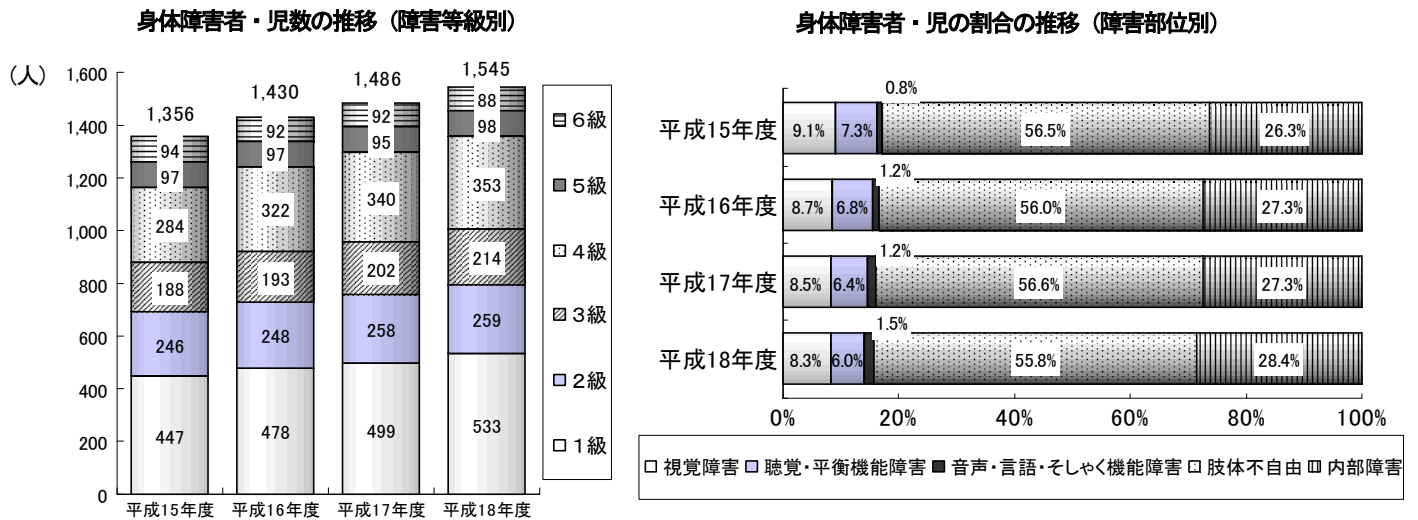
(3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。

- 障害者がさまざまなことを自分で選択し決定できるよう、情報の提供を充実していきます。自ら選択や決定を行うことを支援するため、地域において関係機関が連携して総合的に相談に応じられるよう、相談・支援体制を充実していきます。
- 自ら選択や決定を行うことが困難な人については、権利擁護の観点から、本人の意思を理解し代弁・代行できるような支援体制を構築していきます。

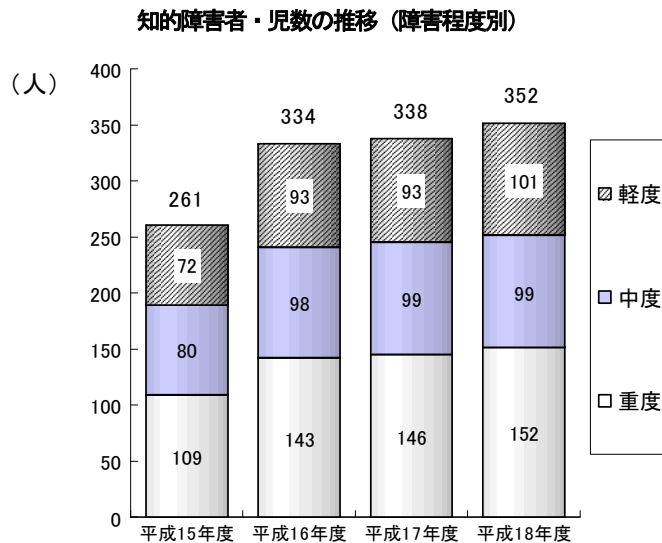
5. 障害者等の現状

袖ヶ浦市の障害者の状況は、平成19年3月31日現在で、身体障害者手帳所持者1,545人、療育手帳所持者352人、精神障害者保健福祉手帳所持者154人となっています。

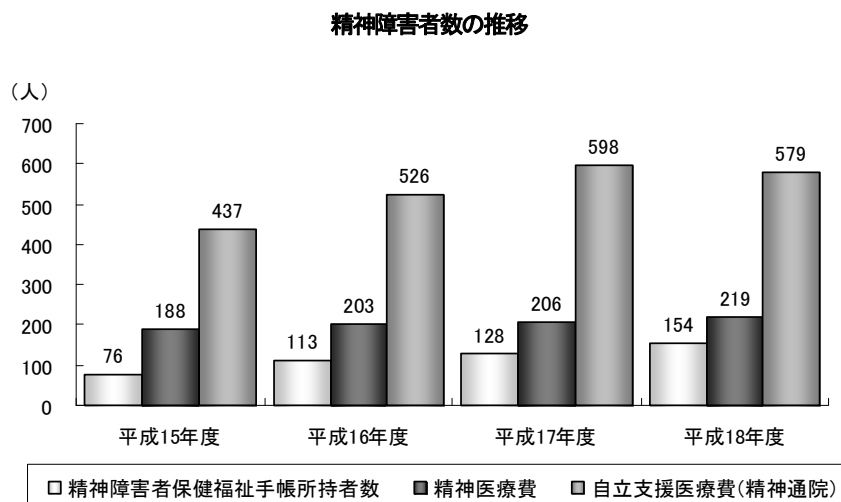
(1) 身体障害者・児の状況



(2) 知的障害者・児の状況



(3) 精神障害者の状況

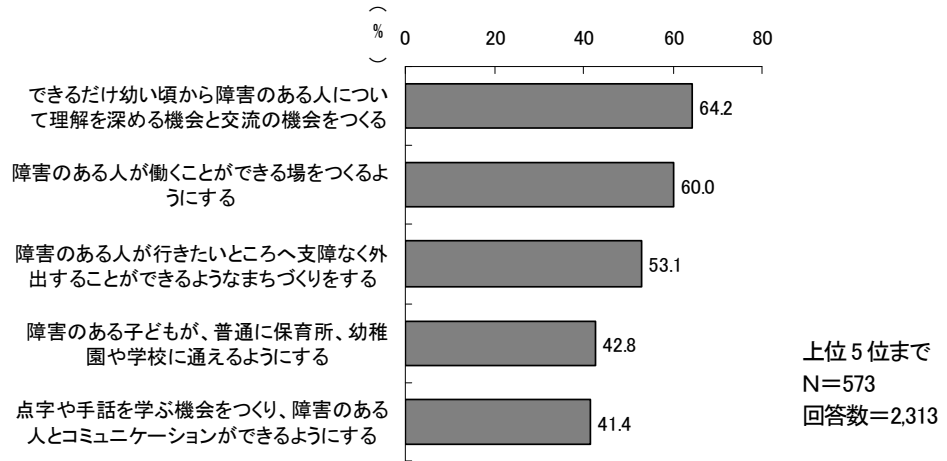


6. ニーズ調査の結果

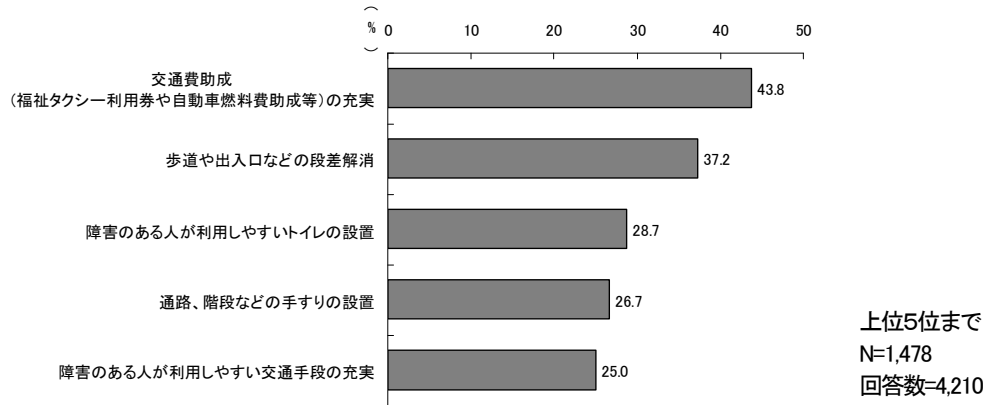
袖ヶ浦市では、平成 18 年度に、障害のある人に関する生活実態やご要望・ご意見等を把握するため、市に在住する一般市民、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者に対して「袖ヶ浦市障害に関する市民意識調査」、「袖ヶ浦市障害のある人に関する調査」の2つのニーズ調査を実施しました。

調査結果の概要は、以下のとおりとなっています。

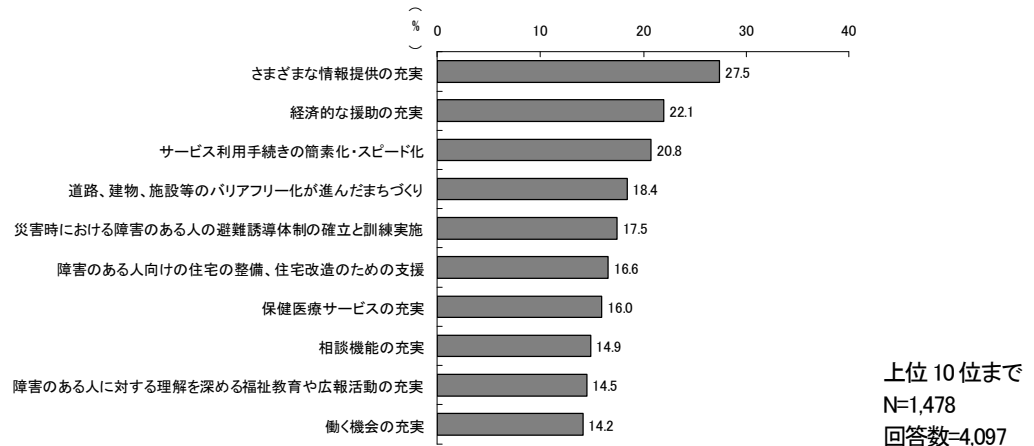
「ノーマライゼーション」推進に必要なこと（一般市民）



外出をしやすくするために必要なこと（障害者）



市に充実して欲しい施策（障害者）



7. 施策の大綱

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画では、「計画の基本理念」、「計画の基本的な考え方」にもとづき、以下の施策を実施します。

施策体系

1 情報、相談、権利擁護

- (1) 情報提供・コミュニケーション支援
- (2) 相談支援
- (3) 権利擁護・成年後見制度
- (4) 障害理解、交流

2 手帳

- (1) 手帳

3 保健・医療

- (1) 健康づくり
- (2) 医療サービス

4 生活支援

- (1) 居住支援
- (2) 居宅でのサービス(リハビリテーションを含む)
- (3) 介護家族支援
- (4) 補装具・日常生活用具
- (5) 施設を利用したサービス(リハビリテーションを含む)
- (6) 経済的支援

5 生活環境

- (1) 移動支援
- (2) 生活環境の整備
- (3) 見守り
- (4) 防災・防犯

6 保育・教育

- (1) 保育・教育
- (2) 子育て支援

7 雇用・就業、社会参加

- (1) 就労支援
- (2) 生涯学習・スポーツ

8 基盤づくり

- (1) 地域づくり
- (2) 拠点づくり
- (3) サービスの質の確保
- (4) 人材育成

8. 施策の方向性及び事業展開

1. 情報、相談、権利擁護

(1) 情報提供・コミュニケーション支援

障害者が地域の中で自立して生活できるよう、また、サービス利用に際してはサービスそのものの情報、サービスに対する評価に関する情報、サービスに対する苦情に関する情報等、多様な情報が得られ、かつこれらの情報が体系化されて提供されることが重要であることから、障害の状況に応じて、適正かつ利用しやすい情報の提供を行っていきます。

(2) 相談支援

身体障害、知的障害、精神障害等に対して、必要に応じてソーシャルワーカー、保健師、ホームヘルパー等が参加したチーム方式による地域自立支援協議会を組織し、障害のある人の総合的な相談体制を確立していきます。

利用者に対して質の高いサービスを適切に提供するため、相談からケアマネジメント、ソーシャルワーク、さらには権利擁護事業の役割分担を整理し体系づけた総合的な体制を確立していきます。

これとともに、障害者が日常生活を送るうえで、地域の中で身近な相談ができるような体制を構築していきます。

(3) 権利擁護・成年後見制度

サービスの利用に当たっては、利用者の不服が生じないように運用することが大前提です。しかし、苦情を伴う相談があった場合には、関係機関が利用者から積極的に受け、できるだけ速やかに苦情の解決を図ることが必要です。利用者が身近な窓口で行えるように、市も関係機関との調整を図っていきます。

苦情解決については、都道府県段階における対応（地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）における運営適正化委員会、千葉県社会福祉協議会に設置済み）と事業者による苦情解決という2つの流れがあり、これら関係機関との調整を図ります。このほか成年後見制度の利用促進を図ります。

苦情処理にとどまらず、被害者救済が必要となる場合には、消費者行政等関係機関と調整します。

(4) 障害理解、交流

障害者が地域の中で普通に暮らしていけるような社会を実現するためには、学校における福祉教育や交流教育を通じて、子どものころから「ノーマライゼーション」や「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」、「普遍主義（福祉の利用は特別な人のものではないということ）」といった理念を自然に身につけられるよう、交流教育、福祉・ボランティアに関する教育など教育環境を整えていきます。

また、障害のある人とない人とが交流機会を設けることで、障害者と障害の理解が進められるようにしていきます。

2. 手帳

(1) 手帳

障害者自立支援法に基づく給付、その他の障害者の福祉サービスが円滑に利用できるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付します。

障害があるにもかかわらず、手帳を取得していない人に対しては、手帳の取得について啓発するとともに、手帳の交付申請の際に必要な医師診断書の作成に要した費用の一部を助成します。

3. 保健・医療

(1) 健康づくり・予防

早期療育における特別な支援は、障害のある人が地域で自立した生活を送る基礎をつくるためには、極めて重要なものとなります。特に、乳幼児期からの療育はその後の保育、学校教育等の各段階における支援の基礎をつくるものとして重要です。

市では現在、妊産婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導等のほか、成人に対する生活習慣病予防のための健康診査やがん検診等を実施していますが、今後も疾病や障害の予防と早期発見に努めていきます。なお、必要な部分については保健所、医療機関のほか、教育現場等と連携して対応していきます。

このほか、うつ状態をはじめとする心の健康問題について対応できる相談体制を充実していきます。

(2) 医療サービス

障害者が障害の特性に合わせて必要な医療が適正に受けられるよう、自立支援医療を給付します。

身体障害や知的障害をもつ人の中には、身近な医療機関での受診を希望する人もいます。そのため、かかりつけ医機能の普及を図っていきます。

精神障害や難病患者に対しては、地域の中核医療機関との連携を図りながら、患者の症状や生活環境に応じた適切な支援を行っていきます。

4. 生活支援

(1) 居住支援

居宅サービスと施設サービスの間間的な位置づけとして、グループホーム、ケアホーム等、市と近隣の地域で自立して生活するための場を整備していきます。

また、できるだけ在宅での生活を継続できるよう、住宅改修や木造住宅耐震化を行うための費用面からの支援を行います。

(2) 居宅でのサービス（リハビリテーションを含む）

介護保険制度を利用できない児童や青年・壮年の身体障害、知的障害、精神障害を持つ人に対しては、障害者自立支援法に基づき、自立支援給付や地域生活支援事業等に基づき、日常生活を支援します。

身体に障害のある人のうち、半数以上が65歳以上の高齢者という状況を踏まえ、65歳以上及び40～64歳の介護保険に基づく特定疾病の人に対しては、介護保険で利用可能なサービスが利用できるよう、居宅サービスの充実を図ります。

利用者がこうしたサービスを利用することで、介助に当たる家族の精神的、肉体的な負担の軽減（レスパイト・ケア（一時的休養））を図り、居宅での生活が継続できるようにしていきます。

また、高次脳機能障害や難病患者等、障害者と同様の状態にありながら、在宅サービスを受けることができなかった人へのサービスの提供を検討していきます。

(3) 介護家族支援

障害のある人自身のみならず、介助に当たる家族の精神的、肉体的な負担も大きくなっていることから、居宅サービスと合わせ介助に当たる家族への訪問・相談も含めた支援策を充実していきます。

また、心身障害者（児）福祉会、聴覚障害者福祉会、視覚障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、あすなろ会といった当事者団体の支援をしています。

(4) 補装具・日常生活用具

適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることは、障害のある人が地域で自立するためには大切なことです。このため、補装具費の支給とともに、日常生活用具の給付等を行い、自立を支援します。

(5) 施設を利用したサービス（リハビリテーションを含む）

常時介護等の支援が必要な障害者に対しては、障害者施設サービスを利用できるようにしていきます。障害者施設については、市内で単独で確保することが難しい状況もあることから、市外にある各種障害者（児）施設サービスへの入所や通所等、円滑な利用を図っていきます。

65歳以上及び40～64歳の介護保険に基づく特定疾病の人に対しては、介護保険施設の定員増加、また、市外にある施設サービスの円滑な利用を図っていきます。

(6) 経済的支援

障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、労働社会保険諸法令に基づく制度の紹介や、各種手当の支給や助成事業を行っていきます。

今後は、国の労働社会保険諸法令に基づく制度変更を踏まえながら、適切な支援に努めていきます。

5. 生活環境

(1) 移動支援

障害者が地域で自立した生活を営むためにも、また、社会参加・就労の確保のためにも、障害者の移動を確保することが重要な課題となります。そのための支援策を講じていきます。

(2) 生活環境の整備

障害者が社会のあらゆる分野に参加するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていく（フリー）ことが基本条件となります。そのため高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人に優しいユニバーサル・デザインに基づいた福祉のまちづくりを進めていきます。

障害のある当事者からのより具体的な要望を様々な機会を通じて提案を受け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等、障害のある人もない人も利用しやすいような公共施設や公園施設の整備を推進します。

(3) 見守り

障害者が緊急時に地域の支援を受けられるよう、緊急通報システム、徘徊老人等SOSネットワーク、FAX110番、メール110番といった仕組みを構築し運用します。

(4) 防災・防犯

障害者は災害に対して非常に弱い存在です。これらの人々が安心して暮らしていくためには、障害の種類や程度に応じて適切な支援対策を準備する必要があります。災害時の不安要素としては、避難できないこと、避難場所での生活が多く挙がっています。障害のある人の視点から災害時の仕組みづくりを強化していきます。

特に、地域における隣近所や自治会、ボランティア組織等による対応は、災害発生の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりを図っていきます。また、避難先における専門的な対応のため、市内の福祉施設との連携を図ります。

このほか、障害のある人が、安心して生活できるよう、緊急連絡体制の確保や防犯体制の充実を図ります。

6. 保育・教育

(1) 保育・教育

障害のある子どもを、将来、社会的に自立できるように支援していくことは、保育・教育の重要な役割です。

障害のある児童・生徒が、一人ひとりの能力、その障害の種類や程度に応じて、適切な保育や教育を受けられるようにするため、障害児保育、個別指導、特別支援教育、就学相談、通級指導学級等、障害児のための保育や教育環境の充実を図ります。

このほか、障害児保育、特別支援教育を推進するとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）等といった新たな障害に対応するため、教育・医療・保健・福祉等の関係者の連携を強化します。

障害のある子どもが学校を卒業した後、社会的に自立できるような社会にするため、障害や適性に応じた就学相談や就労相談等の進路指導を行うとともに、障害のある人がいつでも、どこでも学習できるよう、生涯学習の機会の充実を図っていきます。

(2) 子育て支援

障害のある児童を地域で支援するため、放課後児童クラブ事業において、障害児の受け入れを検討します。また、ファミリー・サポート・センター事業を創設し、障害のある子どもと家族を支援します。

7. 雇用・就業、社会参加

(1) 就労支援

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立することに対する重要な条件となります。障害のある人が働く場合、就労先の開拓やあっせん、職業研修、定着支援、就業フォロー、相談、さらには生活全般への支援といったものが、密着に関連して初めて成り立つものであり就労と生活を総合的に支援するための支援体制が必要です。

身体に障害のある人の半数以上は高齢者となっているものの、若い人や知的障害をもった人の中には就労の意欲を持っている人がいます。障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、障害者施設等における職業訓練を図ります。

また、公共施設における雇用の場の確保や、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図りながら短時間雇用や臨時職員としての採用、あるいは複数による就労等、就労意欲を持つ人のニーズと適性に応じた多様な就労形態を整備し、一般企業への障害者雇用の理解と推進に努めます。

(2) 生涯学習・スポーツ

障害のある人の「生活の質（QOL）」を向上させるうえで、スポーツ活動や文化芸術活動は重要な役割を果たします。こうした活動が広がるためには、障害者自身が参加への意欲を持ち、努力をすることも重要ですが、なによりも障害者の社会参加ができるような環境づくりを進めることが重要な条件といえます。とりわけ、重度の障害や重複した障害のある人にとっては、参加意欲を促す環境づくりが欠かせません。

今後は、公共施設等を有効に活用しつつ、スポーツ活動、レクリエーション大会、文化芸術活動等の事業を充実させ、障害の程度にかかわらず、障害のある人とない人が、気軽に活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

8. 基盤づくり

(1) 地域づくり

地域における障害福祉に関するシステムづくりのため協議会の設置・運営とともに、現場で保健福祉にかかわる人を支援する仕組みづくりを構築していきます。

(2) 拠点づくり

障害者のみならず、子育て家庭、高齢者等も集うとともに、地域の福祉推進の中核となる総合的な施設の整備のための調査研究を行います。

(3) サービスの質の確保

サービスの質の確保は、事業者自らが取り組んでいくことがまず求められます。このためサービス提供者がサービスの質の向上を図れるよう、介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価の受審を勧奨していきます。

(4) 人材育成

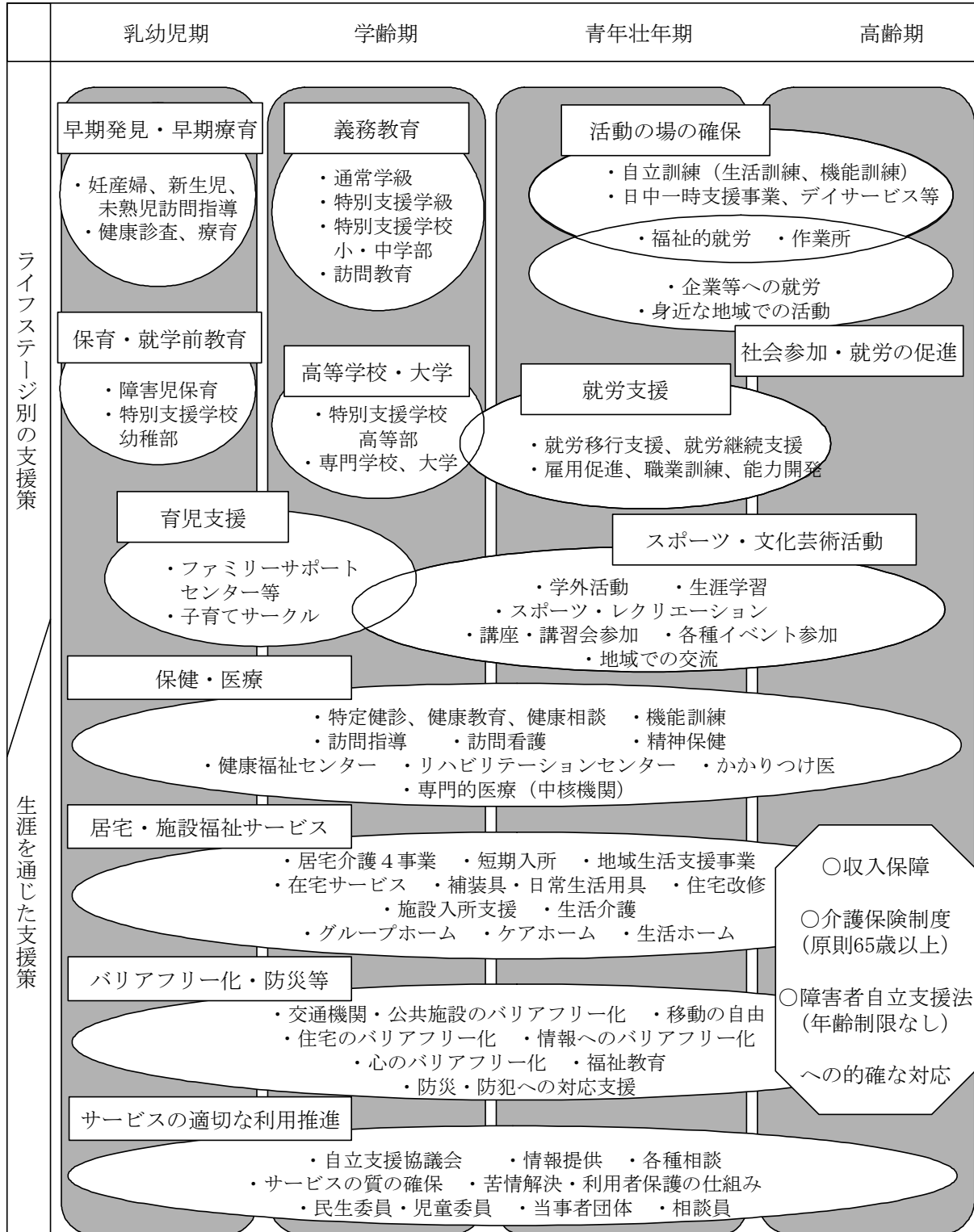
障害の特性に応じた的確な支援ができるよう、保健福祉専門職の養成を図ります。

ボランティア活動への参加意向をもつ人を対象に、ボランティア活動について学び実践する機会を提供していきます。ボランティアが主体性をもった的確に行動できるようにするため、社会福祉協議会等との連携を図ります。

9. ライフステージ別の施策

障害者（児）の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障害内容とライフステージ（生涯の各時期）に応じ、必要とする保健・医療・福祉サービスとともに、教育・就労・生活環境等の各サービスが、地域において適切かつ切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みづくりをしていく必要があります。

ライフステージ別に見た障害者サービス体系図



そでがうら・ふれあいプラン ー障害者福祉基本計画編（第2期）（概要版）ー

平成20年3月

袖ヶ浦市保健福祉部 厚生課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 TEL: 0438-62-1111（代表）/FAX: 0438-63-1310

URL: <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>

そでがうら・ふれあいプラン

- 障がい福祉計画編（第４期） -

平成 2 7 年 3 月

袖 ヶ 浦 市

そでがうら・ふれあいプラン - 障がい福祉計画編（第4期） -

目 次

第1章 計画の目的

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 国の基本指針	2
5. 計画の策定方法	3

第2章 障がい者等の現状

1. 障がい者等の現状	4
(1) 人口の推移	4
(2) 身体障がい者（児）の状況	6
(3) 知的障がい者（児）の状況	12
(4) 精神障がい者の状況	14
2. 障がい者等の現状のまとめ	15
3. 福祉サービスの利用状況	16
(1) 障害支援区分認定の状況	16
(2) 障がい福祉サービス（自立支援給付）の利用状況	18
(3) 障がい福祉サービス（地域生活支援事業）の利用状況	20
4. 福祉サービスの利用状況のまとめ	21
5. 市内の障がい福祉サービスの提供状況と提供事業者	22
(1) 市内の障がい福祉サービスの提供状況	22
(2) 市内の障がい福祉サービスの提供事業者	23
6. 障がい者の雇用状況	24

第3章 基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方	25
2. 成果目標	25

第4章 障がい福祉計画の目標水準と目標値

1. 人口及び障がい者等の推計	27
(1) 人口の推計	27
(2) 障がい者（児）の推計	28

2. 障害者総合支援法における給付の関係	29
3. 目標水準と目標値	31
(1) 介護給付及び訓練等給付の目標水準と目標値	31
(2) 地域生活支援事業の目標水準と目標値	35
(3) 障がい児支援事業の目標水準と目標値	37

第5章 障がい福祉サービスの量の見込み及び確保策

1. 訪問系サービス	38
(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	38
2. 日中活動系サービス	40
(1) 生活介護	40
(2) 自立訓練（機能訓練）	41
(3) 自立訓練（生活訓練）	42
(4) 就労移行支援	43
(5) 就労継続支援（A型）	44
(6) 就労継続支援（B型）	45
(7) 療養介護	46
(8) 短期入所	47
3. 居住系サービス	48
(1) 施設入所支援	48
(2) 共同生活援助、共同生活介護	49
4. 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	50
5. 地域生活支援事業	51
(1) 相談支援事業	51
(2) コミュニケーション支援事業	53
(3) 日常生活用具給付等事業	54
(4) 移動支援事業	55
(5) 地域活動支援センター事業	56
(6) その他の事業	58
6. 障がい児支援事業	59
(1) 児童発達支援	59
(2) 放課後等デイサービス	59
(3) 保育所等訪問支援	60
(4) 医療型児童発達支援	60
(5) 福祉型児童入所支援	61
(6) 医療型児童入所支援	61
(7) 障がい児相談支援	62

7. サービス見込量確保の方向性	63
(1) 見込量確保策の方向性	63
(2) 人材確保策の方向性	63
(3) 各サービスにおける確保策の方向性	64

第6章 計画の実現のために

1. 地域総合支援協議会の運営	66
2. 利用料負担と負担軽減策	66
3. 障がい福祉施策の総合的な推進	67
4. 計画の評価と見直し	67

< 参考資料 >

1. 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧	68
2. 計画策定体制	71
3. 計画策定経過の概要	71
4. 用語集	72

(注) 本文、図表の数値において、端数処理の都合上、明細を足し上げたものと、合計とが一致しない箇所があります。

第1章 計画の目的

1. 計画策定の背景

袖ヶ浦市では、平成20年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 障害者福祉基本計画編（第2期） - 」を、障がい者に関する総合的な計画として、障がい福祉サービスの新しい枠組みを踏まえ、全面的に改定し施策を推進しています。ここでは、「障がいのある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。」「障がいのある人を、みんなで支えあいます。」「障がいのある人が、さまざまなことにであり、ふれあい、安心して参加できるようにします。」の3点を掲げたうえで、各種施策を盛り込んでいます。

また、障害者福祉基本計画のうち、生活支援（障がい福祉サービス）については、障害福祉サービスの数値目標とその確保策を、障がい福祉計画として定めています。

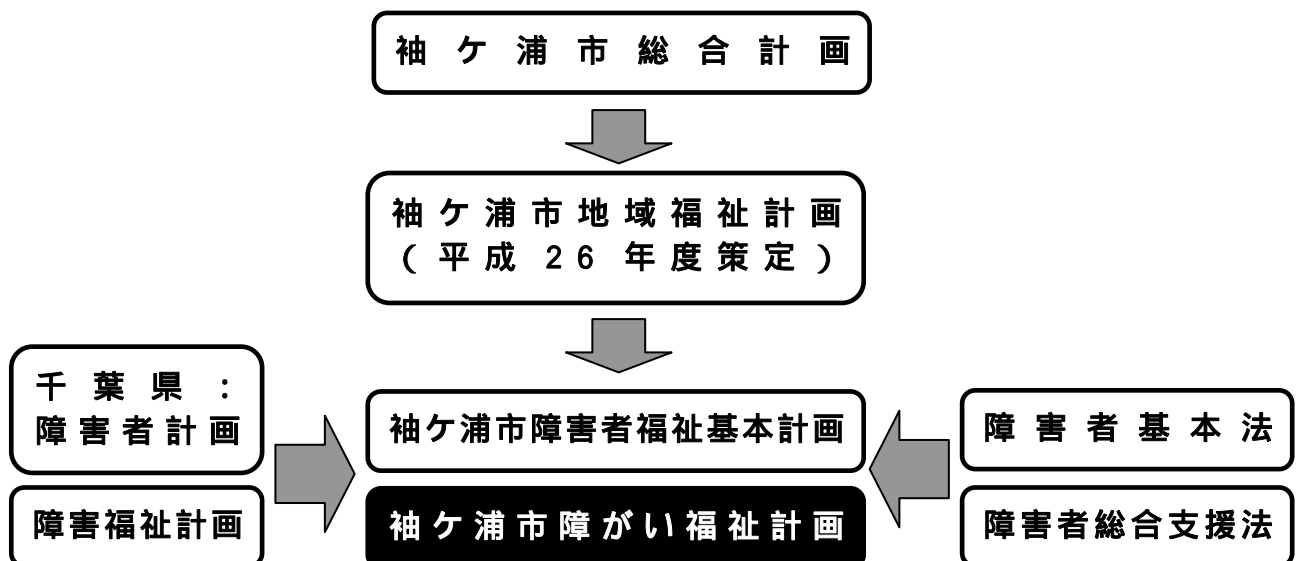
なお、障がい福祉計画は、3年ごとに見直される国の基本指針に基づき、見直しをすることが求められているものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、平成17年11月に制定された障害者総合支援法第88条に基づき策定するものであり、国の基本指針に即して計画するものです。

今回は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年厚生労働省告示第231号（改定））」に即して、障がい福祉サービス等の数値目標と確保策を定めるものです。

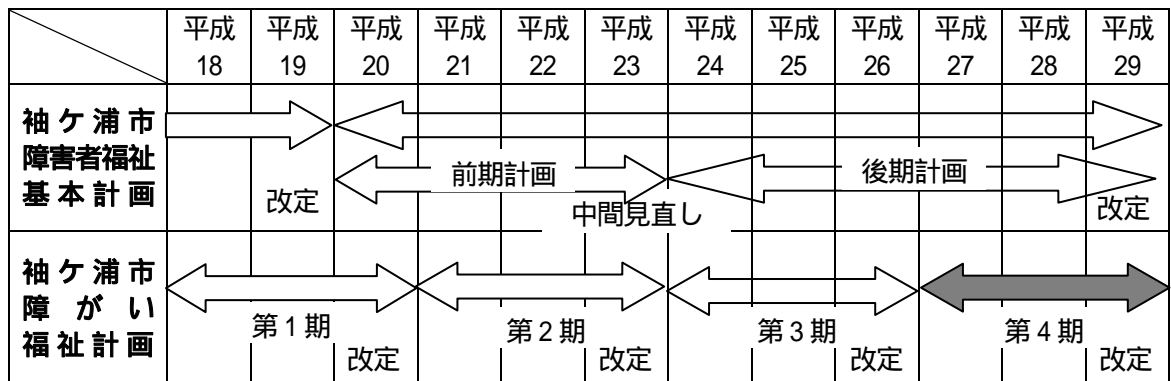
図表 1-1 障がい福祉計画の位置づけ



3. 計画期間

第4期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

図表 1-2 障害者福祉基本計画と障がい福祉計画の期間の関係



4. 国の基本指針

第4期障がい福祉計画に関する国の基本指針の主な内容は次のとおりです。

<p>施設入所者の地域生活への移行促進 平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点の地域生活に移行する者の割合を12%以上とする。 平成29年度末までに、施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備（新規） 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。</p> <p>一般就労への移行促進 平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上とする。 就労移行支援事業の利用者を平成25年度として6割以上増加させる。 一般就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とする。</p> <p>障がい児支援体制の整備（新規） 児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。</p> <p>PDCAサイクルの導入（新規） 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。</p>

5. 計画の策定方法

障がい福祉計画は、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」で意見をいただきながら策定しています。

「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」は、障がい者等への支援体制の状況や整備方を協議するために設置されたものであり、委員は、障がい者本人及びその家族、障がい者団体（身体・知的・精神）、医療関係者、特別支援学校、障がい者施設（身体・知的・精神・児童）、民生委員・児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、学識経験者、関係行政機関など幅広い分野から構成されています。

障がい福祉計画に盛り込むサービス等の数値目標等は、国から示された基本指針に基づきつつ、市の実情を反映させるために、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」及び同協議会の実務的な作業を行う「袖ヶ浦市地域総合支援協議会実務者会」からの意見、そして、本市の障がい者相談支援事業所に寄せられた障がい者等からの相談内容や、第3期計画における障がい福祉サービスの利用実態等を踏まえ作成しています。

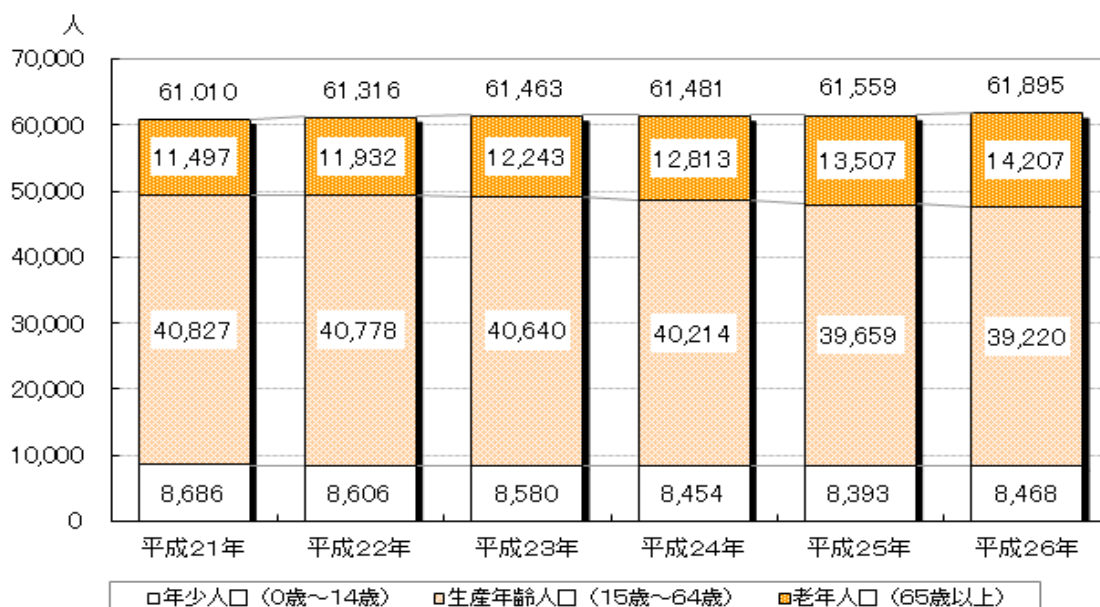
第2章 障がい者等の現状

1. 障がい者等の現状

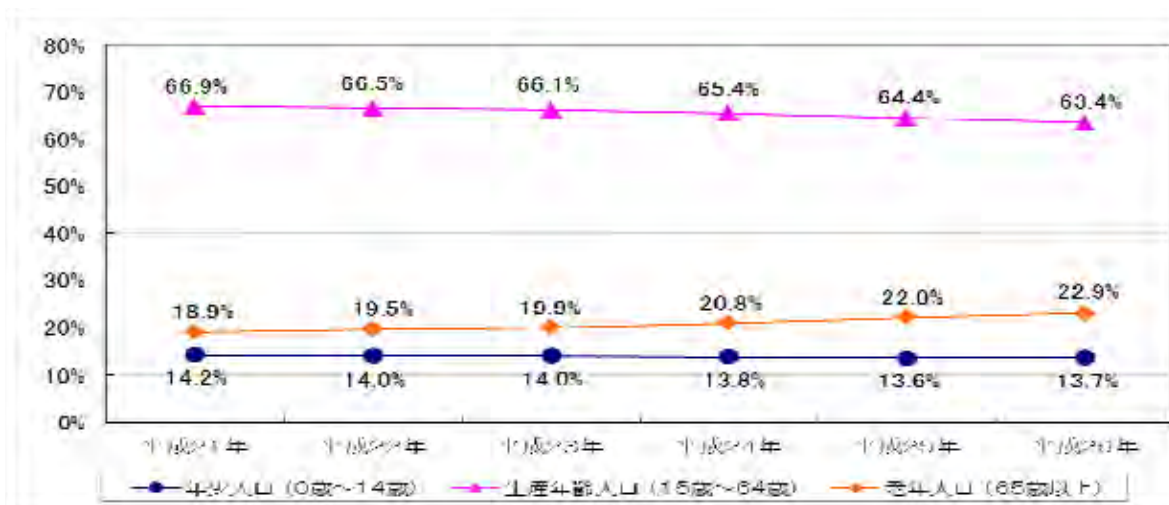
(1) 人口の推移

袖ヶ浦市の平成26年4月1日現在の総人口は、61,895人（住民基本台帳及び外国人登録者を含む）です。年齢階級別に見ると、年少人口の比率は13.7%、生産年齢人口は63.4%、老年人口は22.9%となっています。生産年齢人口が年々減少しているのに対し、老年人口は年々増加しています。

図表 2-1 年齢階級別人口の推移



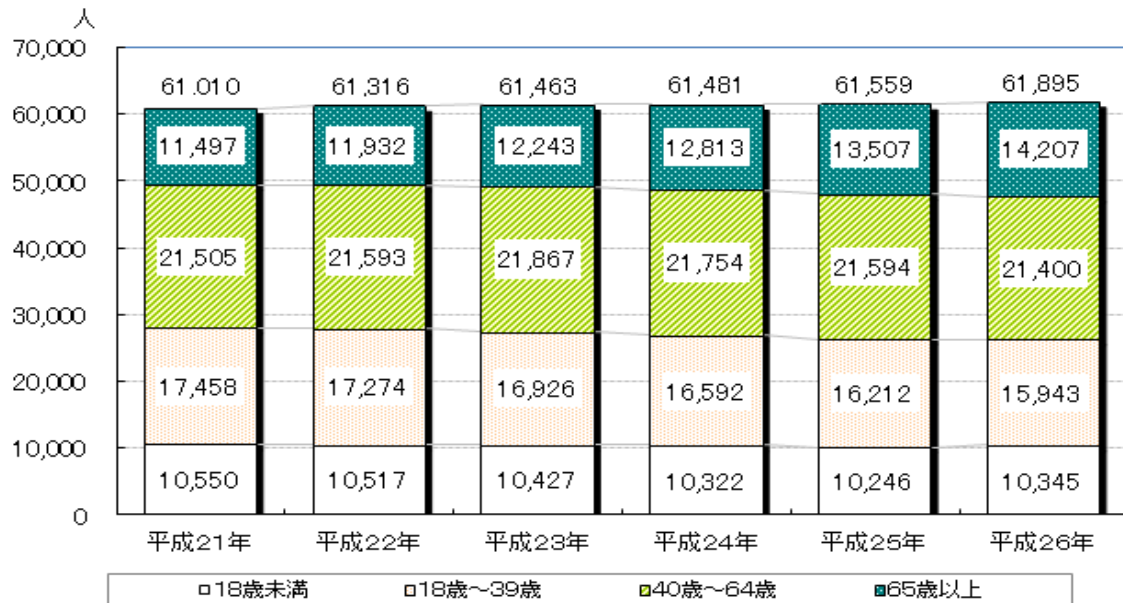
図表 2-2 年齢階級係数の推移



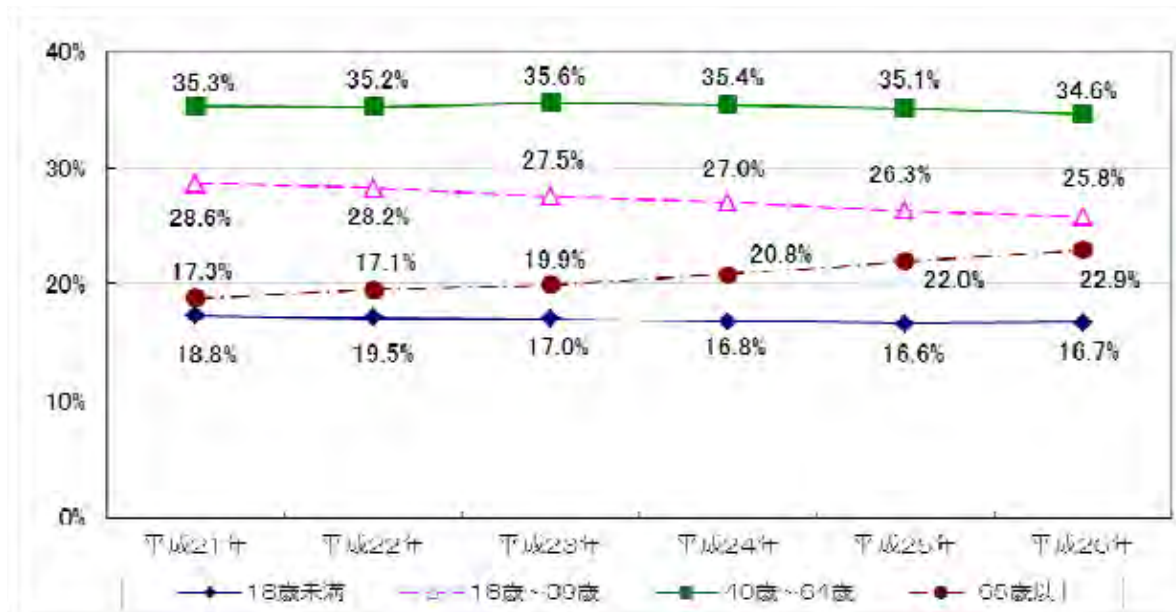
< 出典 > 登録人口 (4月1日)

年齢階級別人口を、18歳未満、18～39歳、40～64歳、65歳以上に分けて見ると、18歳未満の比率は16.7%、18～39歳は同25.8%、40～64歳は34.6%、65歳以上は22.9%となっています。ここ数年では、18歳未満は微増、18～39歳、40～64歳は年々減少、65歳以上は年々増加しています。

図表 2-3 年齢別の人口の推移



図表 2-4 年齢別の人口割合の推移



< 出典 > 登録人口（4月1日）

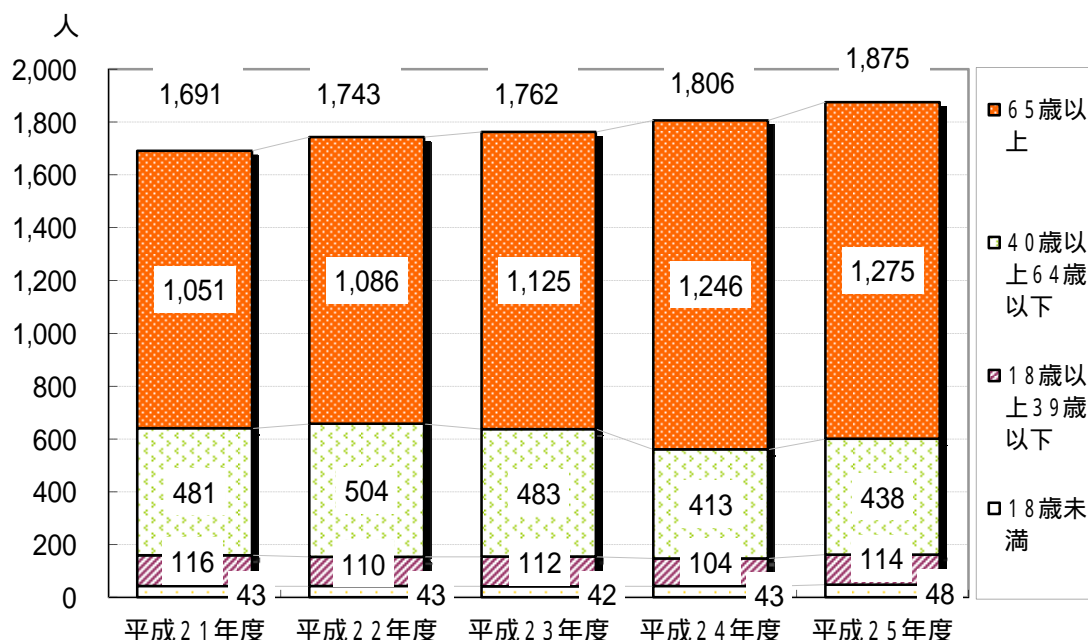
(2) 身体障がい者(児)の状況

平成26年3月31日現在、身体障害者手帳の所持者数は、1,875人(総人口比3.03%)となっています。

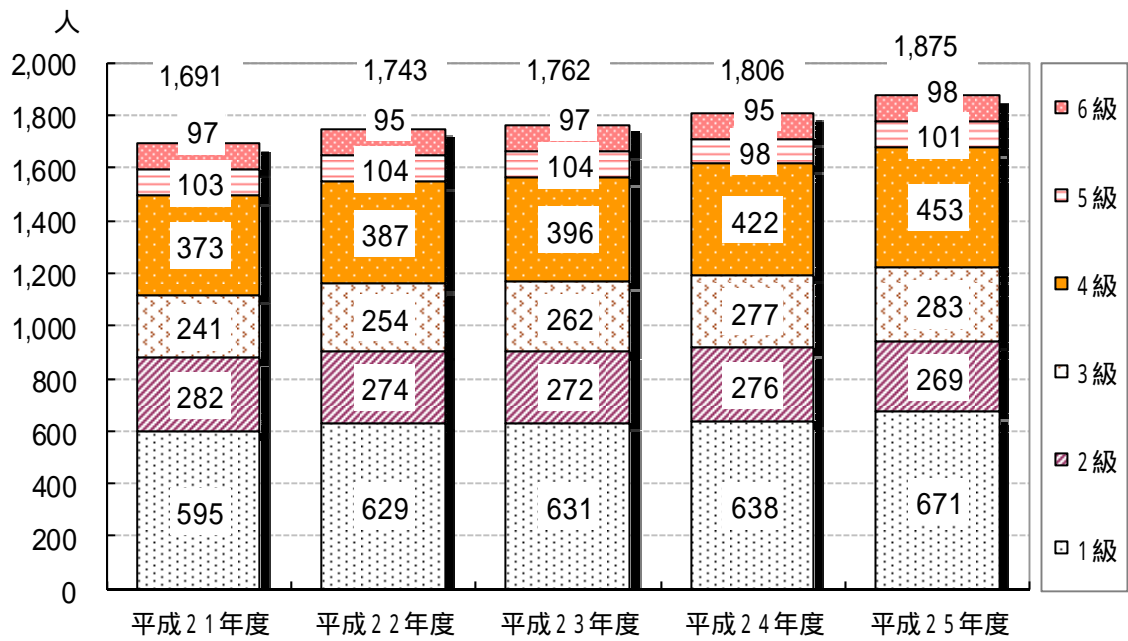
年齢階級別では、身体障がい者(児)のうち、児童である18歳未満の比率が2.5%、18歳以上が97.5%(内訳は、18~39歳が6.3%、40~64歳が28.9%、65歳以上が62.3%)であり、6割以上が65歳以上の高齢者によって占められる状況になっています。

障がい等級別では、身体障がい者(児)のうち、2人に1人が1級と2級の重度という状況になっています。1級の比率が36.0%、2級が15.7%、3級が14.6%、4級が22.2%、5級が6.0%、6級が5.5%です。

図表2-5 身体障がい者(児)数の推移(年齢階級別)



図表 2-6 身体障がい者（児）の推移（障がい等級別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

障がい部位別では、身体障がい者（児）のうち、半数以上が肢体不自由者という状況になっています。

肢体不自由が55.8%、内部障がいが30.9%、視覚障がいが5.9%、聴覚・平衡機能障がいが5.9%、音声・言語・そしゃく機能障がいが1.5%という状況になっています。

図表 2-7 平成 26 年 3 月 31 日現在の身体障がい者（児）数 （人）

障がい区分別	区 分	身障手帳 所持者数	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～39歳	5	1	0	0	1	2	1
	40～64歳	31	10	6	6	4	2	3
	65歳以上	75	32	10	3	5	9	16
	小 計	111	43	16	9	10	13	20
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 がい	18歳未満	8	0	3	4	0	0	1
	18～39歳	11	0	5	3	0	0	3
	40～64歳	25	6	4	4	3	0	8
	65歳以上	66	5	13	3	21	0	24
	小 計	110	11	25	14	24	0	36
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 がい	18歳未満	0	0	0	0	0		
	18～39歳	1	0	0	0	1		
	40～64歳	5	0	1	3	1		
	65歳以上	23	4	2	13	4		
	小 計	29	4	3	16	6		
肢 体 不 自 由	18歳未満	31	24	3	2	1	1	0
	18～39歳	63	22	13	7	8	9	4
	40～64歳	252	54	54	38	71	21	14
	65歳以上	700	136	152	127	204	57	24
	小 計	1,046	236	222	174	284	88	42
内 部 障 がい	18歳未満	9	3	0	2	4		
	18～39歳	34	26	2	5	1		
	40～64歳	125	91	0	12	22		
	65歳以上	411	257	1	51	102		
	小 計	579	377	3	70	129		
合 計	18歳未満	48	27	6	8	5	1	1
	18～39歳	114	49	20	15	11	11	8
	40～64歳	438	161	65	63	101	23	25
	65歳以上	1,275	434	178	197	336	66	64
	合 計	1,875	671	269	283	453	101	98

< 出典 > 福祉行政報告例等

【参考】「身体障害者手帳」について

身体に障がいのある人が各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までに区分されます。

障がい部位別のうち、内部障がい者（児）の内訳は、心臓機能障がい者が280人で5割近くを占める状況となっています。心臓機能障がい者が48.3%、呼吸器機能障がい者が5.2%、じん臓機能障がい者が30.2%、ぼうこう・直腸機能障がい者が14.9%、小腸機能障がい者が0.2%、免疫機能障がい者が0.7%、肝臓機能障がい者が0.5%という状況になっています。

図表2-8 平成26年3月31日現在の内部障がい者（児）の内訳（人）

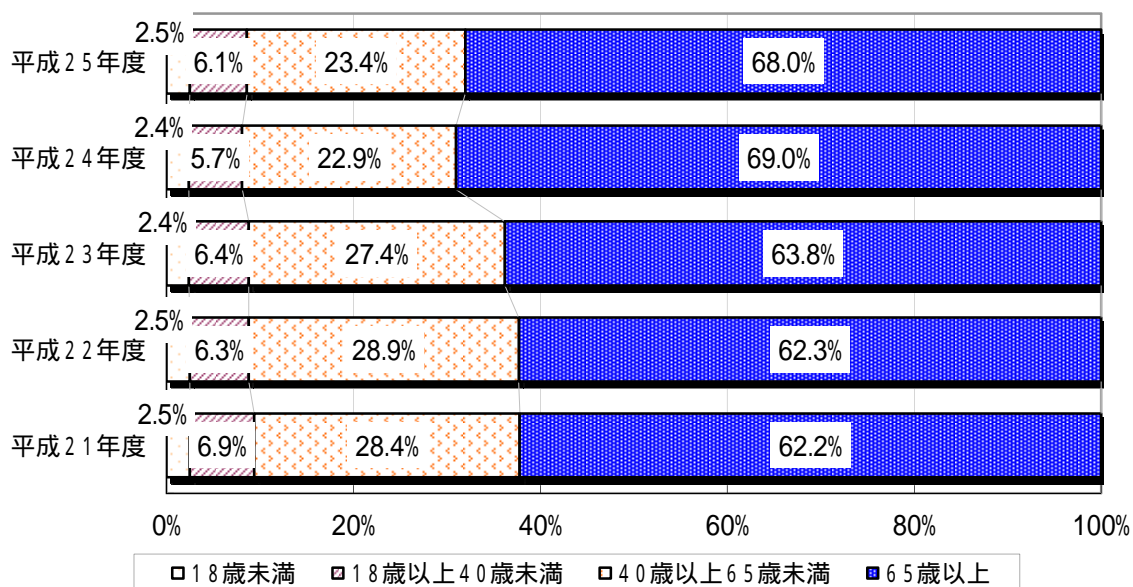
内部障がい者の内訳	区 分	身障手帳 所持者数	内 訳			
			1 級	2 級	3 級	4 級
心 臓 機 能 障 が い	18歳未満	6	1	0	2	3
	18～39歳	16	14	0	1	1
	40～64歳	51	38	0	5	8
	65歳以上	207	148	0	29	30
	小 計	280	201	0	37	42
呼 吸 器 機 能 障 が い	18歳未満	1	0	0	0	1
	18～39歳	0	0	0	0	0
	40～64歳	5	1	0	3	1
	65歳以上	24	8	0	11	5
	小 計	30	9	0	14	7
じ ん 臓 機 能 障 が い	18歳未満	2	2	0	0	0
	18～39歳	12	10	0	2	0
	40～64歳	52	50	0	2	0
	65歳以上	109	99	0	8	2
	小 計	175	161	0	12	2
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	2	0	1	1	0
	40～64歳	15	0	0	2	13
	65歳以上	69	0	1	3	65
	小 計	86	0	2	6	78
小 腸 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	0	0	0	0	0
	40～64歳	0	0	0	0	0
	65歳以上	1	1	0	0	0
	小 計	1	1	0	0	0
免 疫 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	3	1	1	1	0
	40～64歳	1	1	0	0	0
	65歳以上	0	0	0	0	0
	小 計	4	2	1	1	0
肝 臓 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	1	1	0	0	0
	40～64歳	1	1	0	0	0
	65歳以上	1	1	0	0	0
	小 計	3	3	0	0	0
合 計		579	377	3	70	129

< 出典 > 福祉行政報告例等

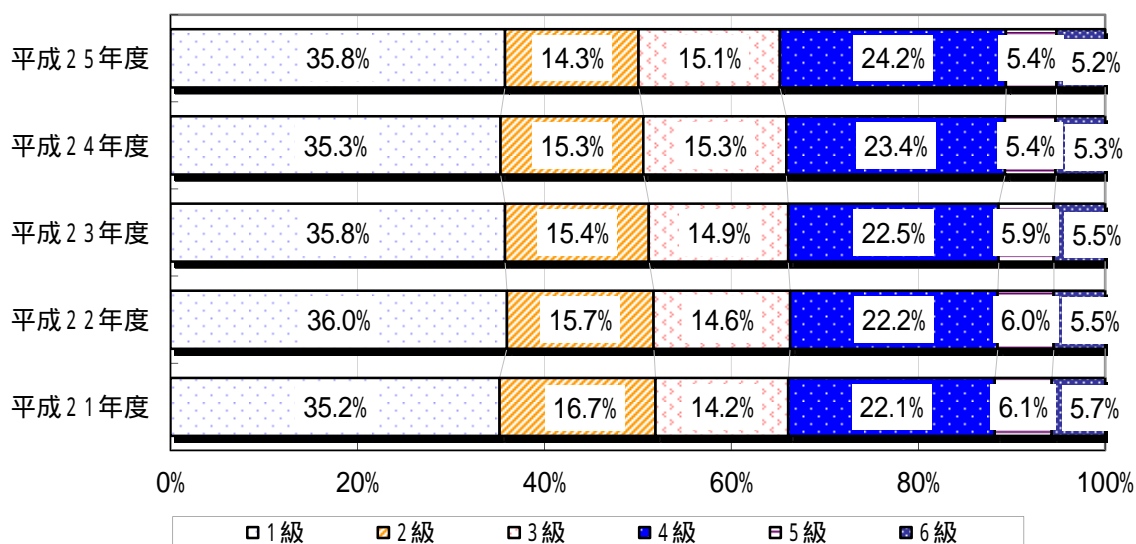
平成21年度から平成25年度（いずれも末日現在）にかけての身体障がい者（児）の割合の推移を以下に示します。

身体障がい者（児）に関しては、概ね、「高齢障がい者」、「内部障がい者」の割合が増加しているという傾向があります。

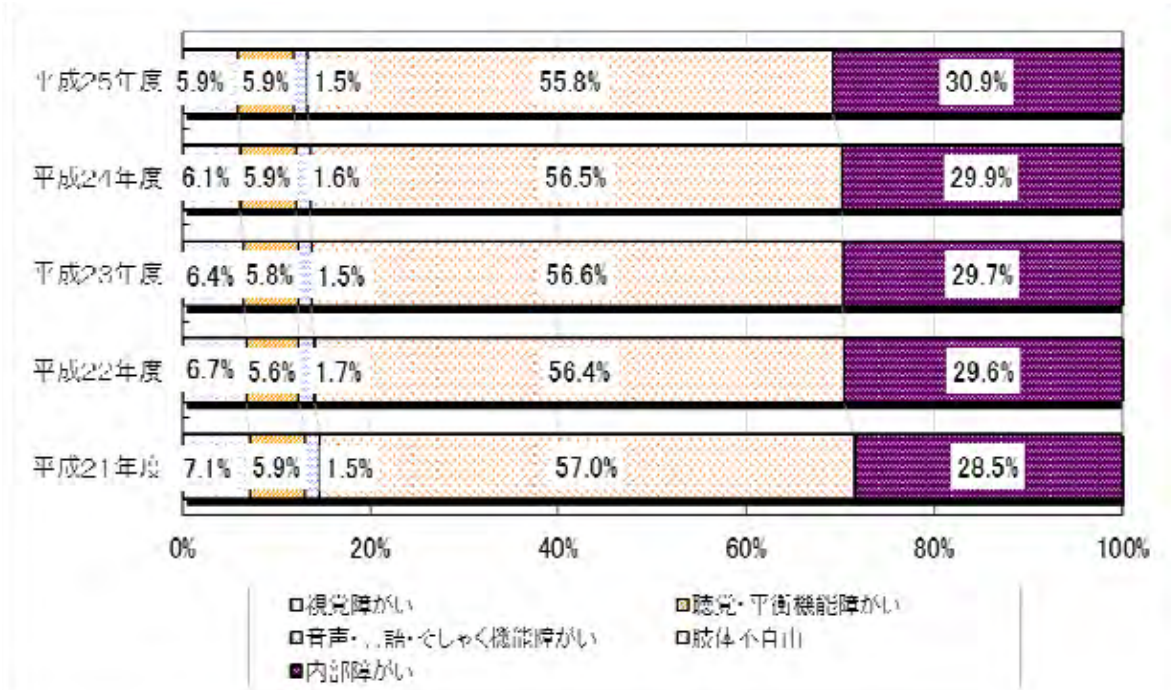
図表 2-9 身体障がい者（児）の割合の推移（年齢階級別）



図表 2-10 身体障がい者（児）の等級別割合の推移（障がい等級別）



図表 2-11 身体障がい者（児）の割合の推移（障がい部位別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

(3) 知的障がい者(児)の状況

平成26年3月31日現在、療育手帳の所持者数は、493人(総人口比0.79%)となっています。

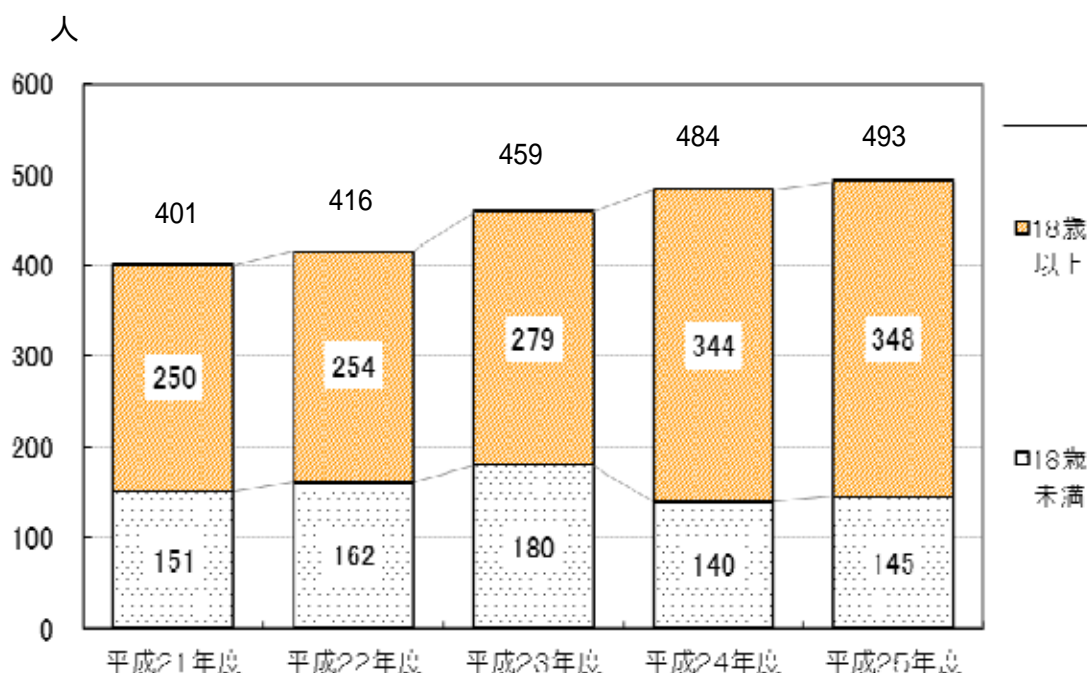
知的障がい者(児)の年齢階級別では、児童である18歳未満の比率が29.4%、18歳以上が70.6%です。

なお、程度別では、重度が34.7%、中度が26.6%、軽度が38.7%となっており、約4割が軽度という状況です。

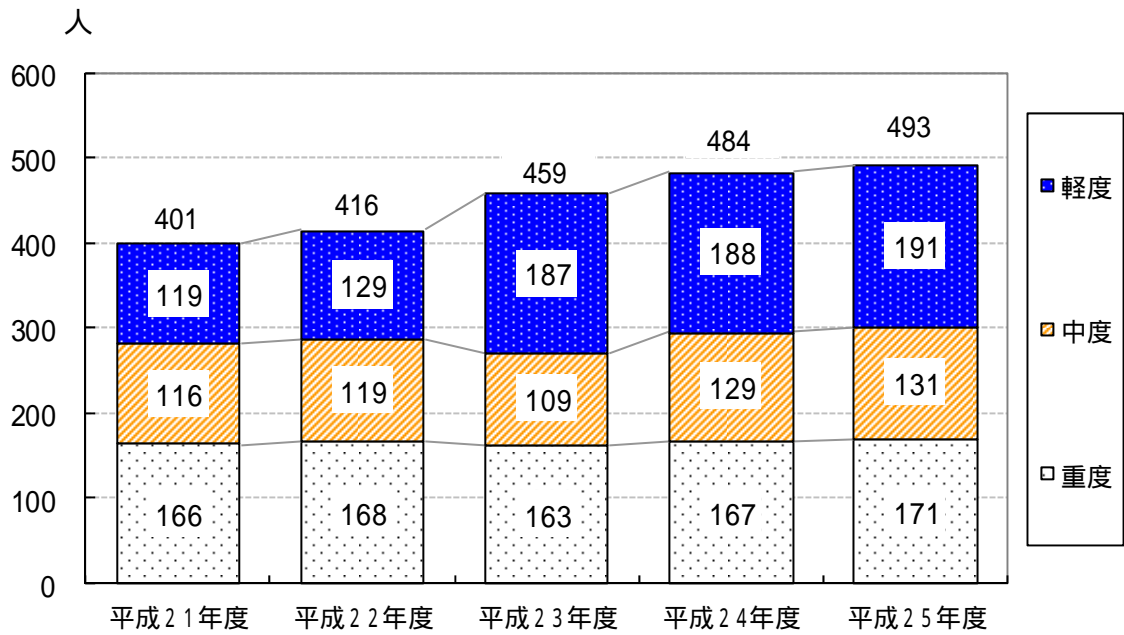
平成15年度に開始された支援費制度及び障がい児支援の整備に伴い、その後も増加傾向にあります。

【参考】「療育手帳」について
 知的障がいがあり、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする人が、一貫した指導・相談や、各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、A(最重度)、A(重度)、B(中・軽度)に区分されます。

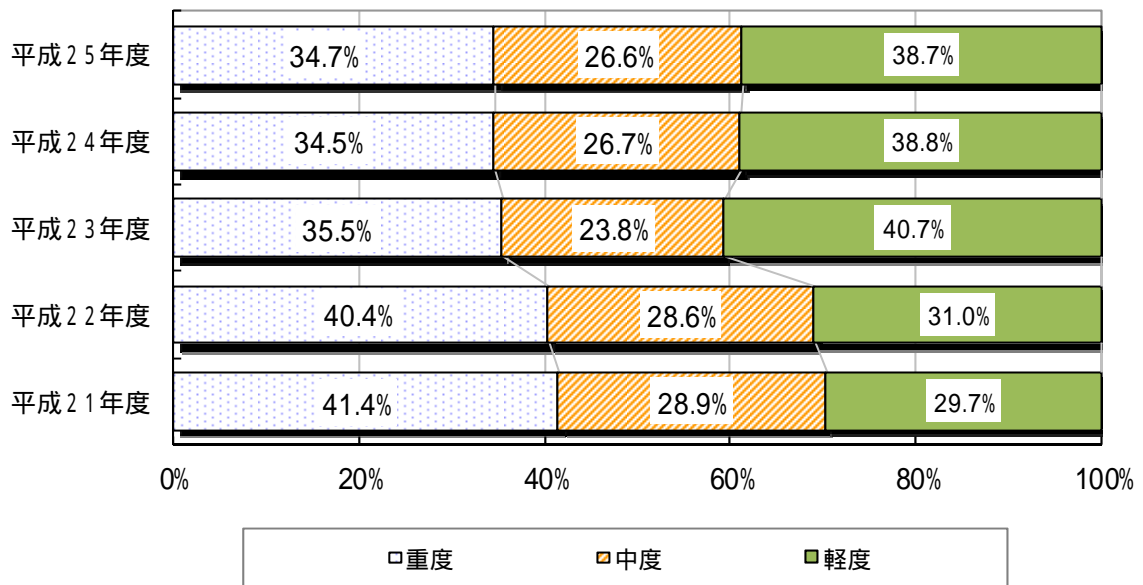
図表 2-12 知的障がい者(児)数の推移(年齢別)



図表 2-13 知的障がい者（児）数の推移（障がい程度別）



図表 2-14 知的障がい者（児）の割合の推移（障がい程度別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

(4) 精神障がい者の状況

平成26年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は299人(総人口比0.48%)です。近年の傾向として、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。障がい等級別では、重度が51人、中度が174人、軽度が74人となっています。

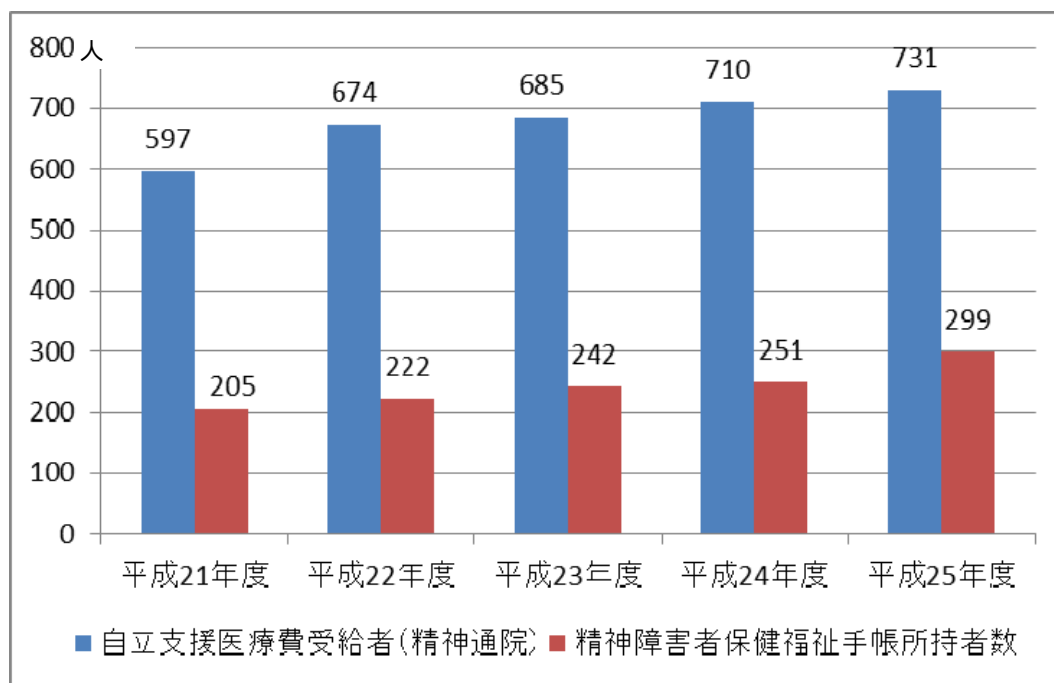
また、平成25年度末の精神障がい者の自立支援医療費(精神通院)の受給者数は、731人となっています。自立支援医療費(精神通院)の受給者数に対して、精神障害者保健福祉手帳保持者数は4割程度にとどまっています。

【参考】「精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者通院医療受給者」について

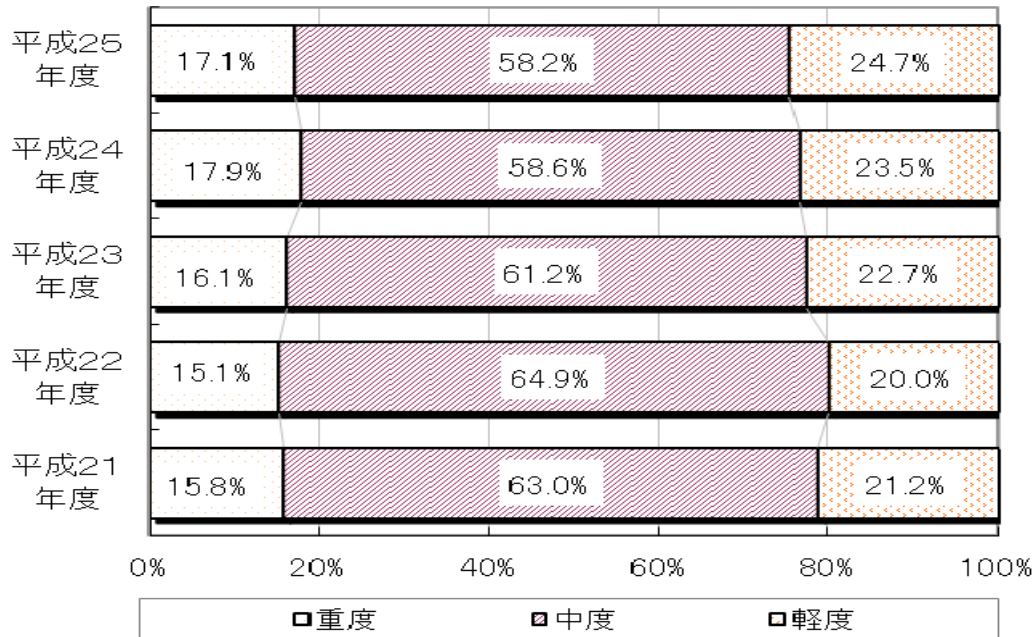
精神障がいがあり、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があるために何らかの援助を必要とする人が、各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度によって1級(重度)から3級(軽度)に区分されます。

自立支援医療費受給者(精神通院)は、自立支援医療費制度による「精神障害者医療費受給者証」の交付を受けている人を指します。自立支援医療費制度は、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の、通院医療費の負担軽減を図る制度です。自立支援医療費制度を利用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

図表 2-15 精神障がい者数の推移



図表 2-16 精神障がい者数の割合の推移（手帳所持者、障害等級別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

2. 障がい者等の現状のまとめ

第3期策定時点と今回の平成25年度末時点で比較すると、市の人口において、生産年齢人口が年々減少しているのに対して、老年人口は年々増加しています。障がい者種別にみると、身体障害者手帳の所持者は1,875人で132人の増加。部位別では、内部障がいが増加しています。特に、高齢障がい者、重度障がい者、内部障がい者の割合が増加傾向にあります。

次に知的障がいの状況では、療育手帳の493人で77人の増加です。背景として平成15年度に開始された支援費制度及び障がい児支援の整備に伴い、増加傾向にあります。

最後に精神障がい者の状況は、精神障害者保健福祉手帳所持者は299人で77人の増加です。

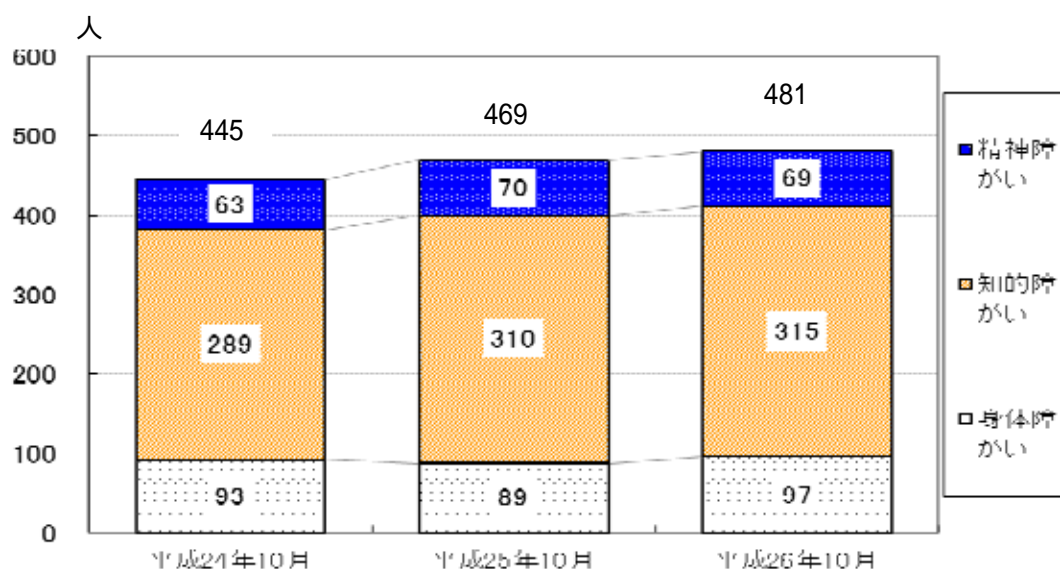
3. 福祉サービスの利用状況

(1) 障害支援区分認定の状況

平成18年10月より、障害者総合支援法による障がい福祉サービスが導入されましたが、障害支援区分の認定者数は、平成18年から毎年増加となっており、平成26年10月現在は481人と平成18年10月(274人)の約1.75倍となっています。

認定の内訳は、身体障がい者が20.2%、知的障がい者が65.5%、精神障がい者が14.3%となっています。

図表2-17 障害支援区分認定の状況



< 出典 > 障がい者支援課調べ

【参考】「障害支援区分」について

障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する際には、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」の認定を行う必要があります。サービス利用を希望する障がい者が市に申請を行うと、市は審査会での総合的な判定に基づき、区分認定を行います。障害支援区分は、区分1～区分6に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

「障害支援区分」は、平成25年度まで「障害程度区分」です。

図表 2-18 障害支援区分認定の状況（障がい種別）

（各年10月1日現在）（単位：人）

平成24年

	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	10	12	1	9	18	5	11	27	93
知的	104	17	13	35	31	23	29	37	289
精神	2	34	8	13	5	0	1	0	63
合計	116	63	22	57	54	28	41	64	445

平成25年

	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	9	9	3	10	15	5	10	28	89
知的	105	29	13	36	29	25	31	42	310
精神	3	34	9	17	6	1	0	0	70
合計	117	72	25	63	50	31	41	70	469

平成26年

	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	12	10	2	12	15	8	12	26	97
知的	109	25	18	37	27	27	33	39	315
精神	1	30	7	23	7	1	0	0	69
合計	122	65	27	72	49	36	45	65	481

< 出典 > 障がい者支援課調べ

(2) 障がい福祉サービス(自立支援給付)の利用状況

平成24年度から平成26年度にかけての障がい福祉サービスのうち、自立支援給付の利用実績は以下のとおりです。

訪問系サービスは、人数、利用時間ともに増加が見られます。日中活動系サービスでは、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(B型)、児童デイサービス、短期入所の利用が伸びています。一方、自立訓練(機能訓練)は実績がありません。

居住系サービスについては、平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に統合され、利用者が伸びています。相談支援については、地域移行支援、地域定着支援の実績がありません。

図表 2-19 障がい福祉サービス(自立支援給付)の利用状況

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単 位
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護	89	98	101	実 人 / 月
		1,645	1,738	1,937	時 間 / 月
	重度訪問介護	9	8	7	実 人 / 月
		140	128	133	時 間 / 月
	同行援護	17	18	20	実 人 / 月
		346	348	428	時 間 / 月
	行動援護	0	0	0	実 人 / 月
		0	0	0	時 間 / 月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実 人 / 月
		0	0	0	時 間 / 月
	合計	115	124	128	実 人 / 月
		2,131	2,214	2,498	時 間 / 月

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単 位
日中活動系 サービス	生活介護	133	138	140	実人 / 月
		2,196	2,369	2,562	延人日 / 月
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	実人 / 月
		0	0	0	延人日 / 月
	自立訓練（生活訓練）	11	6	3	実人 / 月
		211	86	64	延人日 / 月
	就労移行支援	16	19	18	実人 / 月
		260	296	329	延人日 / 月
	就労継続支援（A型）	14	15	15	実人 / 月
		233	244	291	延人日 / 月
	就労継続支援（B型）	51	59	57	実人 / 月
		757	904	972	延人日 / 月
療養介護	4	4	3	実人 / 月	
	120	120	90	延人日 / 月	
短期入所	38	30	36	実人 / 月	
	381	329	370	延人日 / 月	
居 住 系 サービス	施設入所支援 （新体系）	63	66	63	実人 / 月
	共同生活援助 （グループホーム）	15	15	61	実人 / 月
	共同生活介護 （ケアホーム）	31	33		実人 / 月
相 談 支 援	計画相談支援	13	23	21	実人 / 月
	地域移行支援	0	0	0	実人 / 月
	地域定着支援	0	0	0	実人 / 月

（注1）単位が月であるものは、平成24年度は4月～3月、平成25年度は4月～3月、平成26年度は4月～9月の利用実績の平均値で推計しています。

（注2）自立支援給付は、「職住分離」のサービス体系のため、旧体系施設（入所）は、日中活動系サービス及び居住系サービスの両方に記載されます。

（注3）児童デイサービスは平成24年4月より放課後等デイサービスとして、児童福祉法での実施となります。

<出典>障がい者支援課調べ

(3) 障がい福祉サービス(地域生活支援事業)の利用状況

地域生活支援事業の利用実績は以下のとおりです。

図表 2-20 障がい福祉サービス(地域生活支援事業)の利用状況

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単 位
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	2	2	2	実施箇所数
地域総合支援協議会	2	2	3	実施回数
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	実施箇所数
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	件 / 年度
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	5.8	8.6	6.8	実人 / 月
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	9	2	4	件 / 年度
自立生活支援用具	13	6	12	件 / 年度
在宅療養等支援用具	4	2	2	件 / 年度
情報・意志疎通支援用具	8	3	8	件 / 年度
排せつ管理支援用具	932	965	984	件 / 年度
住宅改修費	4	1	1	件 / 年度
移動支援事業	22	22	22	実施箇所数
	46	46	37	実人 / 月
	409	350	385.5	時間 / 月
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター 型	1	1	1	実施箇所数
	33	37.1	47.3	実人 / 月
地域活動支援センター 型	3	3	3	実施箇所数
	3	3	3	実人 / 月
地域活動支援センター 型	1	0	1	実施箇所数
	0.5	0	1	実人 / 月

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単 位
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	92	97.5	107	件 / 年度
知的障がい者職親委託制度	26	26	25	年度末現在 登録職親数
	2	2	2	年度末現在 利用者数
日中一時支援事業	41	79	37	実人 / 月
	216	309	207	延人日 / 月
自動車運転免許・改造助成事業、 その他社会参加促進事業	5	2	1	件 / 年度

(注) 単位が月であるものは、平成 24 年度、平成 25 年度は 4 月～3 月、平成 26 年度は 4 月～9 月の利用実績の平均値で推計しています。

< 出典 > 障がい者支援課調べ

4. 障がい福祉サービスの利用状況のまとめ

障がい福祉サービスを第 3 期計画の利用状況でみると、自立支援給付(法定給付)では、訪問系サービスは利用者数及び利用時間は増加しているものの、計画値を下回りました。日中活動系サービスでは、生活介護、就労継続支援、短期入所等の利用者数が増加しているものの、自立訓練(生活訓練)、療養介護は計画値を下回り、自立訓練(機能訓練)は利用実績がありませんでした。

居住系サービスでは、施設入所支援はほぼ横ばいですが目標値を上回り、地域移行の推進により、グループホーム(共同生活援助)の利用者が増加しています。

地域生活支援事業では、平成 20 年 12 月に市役所内に障害者相談支援事業所を設置し、障がい者本人や支援者の方からの相談に応じています。成年後見制度の利用実績はありませんでしたが、障がい者本人や支援者の高齢化に伴い、今後、利用者が増えるものと思われます。

自立支援給付、地域生活支援事業共に順調に実施され、利用ニーズに応じたサービスの提供がされています。

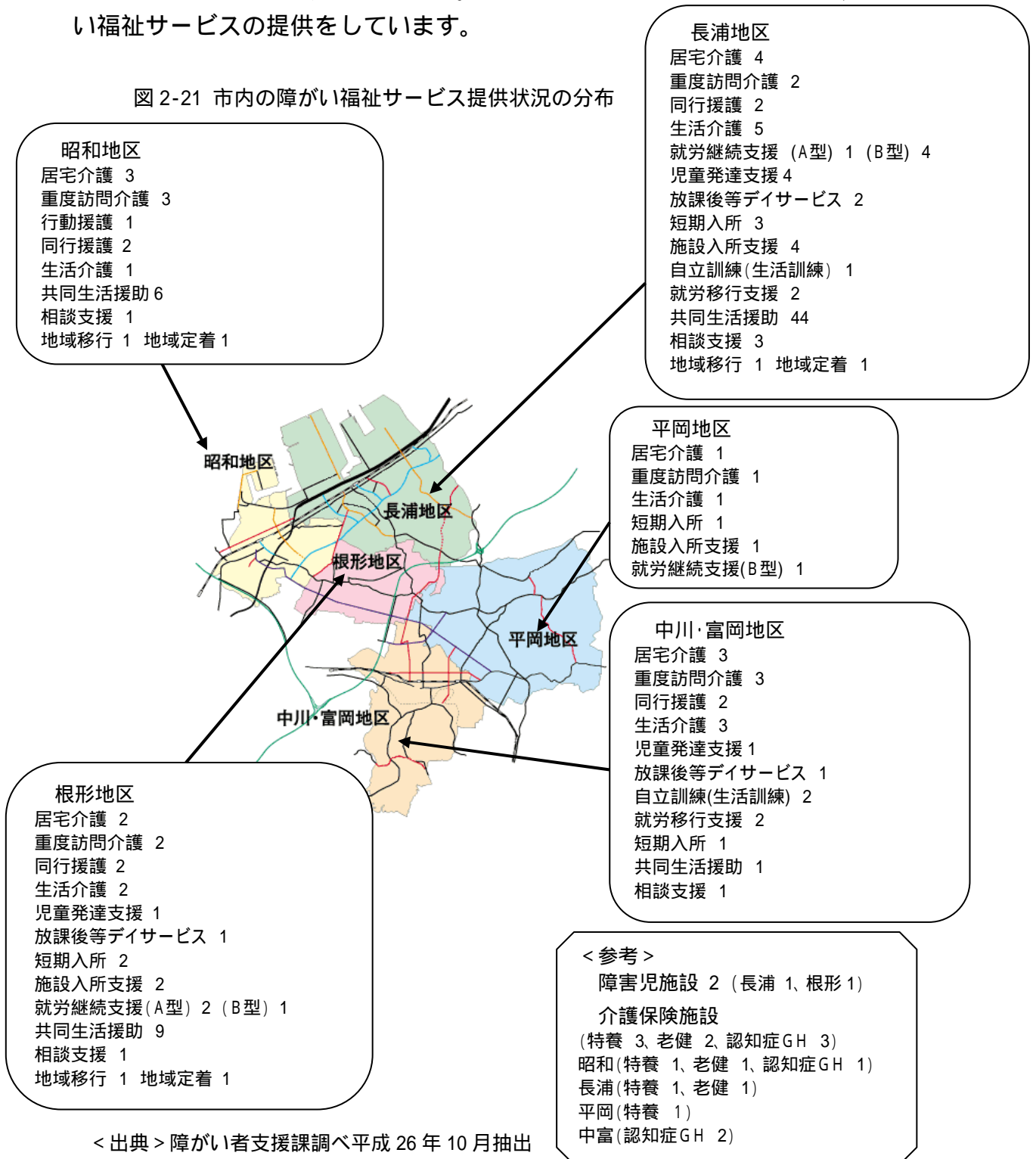
5. 市内の障がい福祉サービスの提供状況と提供事業者

(1) 市内の障がい福祉サービスの提供状況

市内の昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の各地区における障がい福祉サービスの提供状況は次の図のようになっています。

事業所の数は年々増加しています。各地区に満遍なく設置されており、障がい福祉サービスの提供をしています。

図 2-21 市内の障がい福祉サービス提供状況の分布



< 出典 > 障がい者支援課調べ平成 26 年 10 月抽出

(2) 市内の障がい福祉サービスの提供事業者

袖ヶ浦市内の障がい福祉サービスの提供事業者は、下記のとおりです。

共同生活援助（グループホーム）の数が多く、施設入所支援・生活介護の利用者が多いことが当市の特徴ですが、東京都や千葉県内の他市区町村が支給決定した利用者が多くなっています。

図表 2-22 市内の障がい福祉サービスの提供事業者

サービス種類		事業者数	利用定員（人）
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	13 (居宅 13、重度 11、行動 1、同行 8)	
日中活動系サービス	生活介護	12	847
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	3	12
	就労移行支援	4	76
	就労継続支援（A型）	3	55
	就労継続支援（B型）	6	116
	療養介護	0	0
	児童発達支援	6	60
	放課後等デイサービス	4	40
	短期入所	7	-
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	47	291
入所施設	施設入所支援	7	273
相談支援	相談支援（サービス計画作成）	6	
	地域移行	3	
	地域定着	3	

<出典> WAMNET、平成26年10月情報取得

短期入所の利用定員は、施設によって空床利用の施設があるため利用定員を示していません。

6. 障がい者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」における民間企業の法定雇用率は平成25年4月1日に1.8%から2.0%に改正されました（特殊法人2.3%、官公庁2.3%、教育委員会の一部2.2%）。

これに対して、平成25年6月1日現在では、全国1.76%、千葉県1.71%、木更津公共職業安定所管内1.68%となっています。

全国と比較すると0.08ポイント低く、千葉県と比較すると0.03ポイント低くなっています。

平成23年と平成25年を比較すると、全国では0.11ポイント上昇、千葉県全体では0.14ポイント上昇、木更津公共職業安定所管内では0.14ポイント上昇しています。

なお、千葉県内の常用労働者数300人未満の中小企業は、500人以上と比較すると、まだまだ障がい者の雇用率は低い状況にあります。

図表 2-23 民間企業の法定雇用率と達成状況

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	法定雇用率との差 (ポイント)
民間企業（常用労働者 50 人以上）の法定雇用率 ¹		1.80%	1.80%	2.00%	
全国		1.65%	1.69%	1.76%	-0.24
千葉県		1.57%	1.63%	1.71%	-0.29
（再掲）	50～55人	-	-	2.62%	+0.62
	56～99人	1.08%	1.48%	1.22%	-0.78
	100～299人	1.33%	1.38%	1.48%	-0.52
	300～499人	1.47%	1.50%	1.67%	-0.33
	500～999人	1.77%	1.67%	1.74%	-0.26
	1,000人以上	1.81%	1.91%	2.00%	0.00
木更津公共職業安定所管内		1.54%	1.54%	1.68%	-0.32

< 出典 > 厚生労働省HP、千葉労働局HP、木更津公共職業安定所提供、各年とも6月1日現在

1 平成24年までは56人以上規模の企業、平成25年より50人以上規模の企業

【参考】「法定雇用率」とは
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）により、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用することが義務付けられています。

第3章 基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

本市における障がい福祉サービスの状況は、近隣市と比較して、市内には多くの障がい福祉施設が整備されているため、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制が十分確保されており、障がい福祉サービスの提供は順調であると考えています。

また、地域の関係機関によるネットワークとして、地域総合支援協議会及び同協議会の実務者会を組織して、地域の障がい支援に関する意見交換や、個別の支援事案を解決するための会議など、市と密接に連絡調整を行い、支援の向上を図っています。

第4期では、このような状況を踏まえたうえで、今後の障がい者数の見込みや、第3期計画における障がい福祉サービスの利用量、そして、市内の障がい福祉施設の状況や地域総合支援協議会の意見等を踏まえながら、国の基本指針を受けて数値目標と確保策を定めることとします。

2. 成果目標

国の基本指針を受け、袖ヶ浦市障がい福祉計画では、以下の3点の成果目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

(2) 障がい者の地域生活の支援

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

【 本計画での取り組みの方向性 】

市内には、地域における居住の場としてのグループホーム等が多くあり

ますが、NPO法人などとの連携を図り、希望する人が利用できるよう、グループホーム等の充実を図ります。

地域で自立できるよう、自立訓練や就労支援など必要なサービスの確保を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進します。

サービスの質や量の充実を図るとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、サービス量の確保・拡充に努めます。

障がいのある人の自立と社会参加を促進していくために、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の充実を図ります。

（２）障がい者の地域生活の支援

【 本計画での取り組みの方向性 】

市内には、地域における居住の場としてのグループホームや支援施設が多くありますので、施設などとの連携を図り、希望する人が利用できるよう充実を図ります。

地域生活支援の拠点として、居住支援機能、地域支援機能の一体的な整備を近隣市と連携して進めていきます。

（３）福祉施設から一般就労への移行促進

【 本計画での取り組みの方向性 】

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ります。

公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、特別支援学校等との連携を図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

自立と社会参加を促進していくために、中立・公平な立場で適切な情報提供、相談支援体制機能の充実を図ります。

第4章 障がい福祉計画の目標水準と目標値

1. 人口及び障がい者等の推計

(1) 人口の推計

平成27年度から平成29年度にかけての総人口は、わずかに増加すると見込んでいます。

年齢区分別にみると、0歳から39歳未満、40歳以上64歳以下は、ほぼ横ばいですが、65歳以上が1,000人程度の増加と見込んでいます。

図表4-1 平成29年度までの人口の推計（各年度10月1日現在）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実数(人)	18歳未満	10,224	10,161	10,235
	18～39歳	15,627	15,424	15,340
	40～64歳	21,213	21,045	21,224
	65歳以上	15,142	15,669	16,439
	合計	62,206	62,299	63,238
割合	18歳未満	16.44%	16.31%	16.18%
	18～39歳	25.12%	24.76%	24.26%
	40～64歳	34.10%	33.78%	33.56%
	65歳以上	24.34%	25.15%	26.00%
	合計	100.00%	100.00%	100.00%

(注) 平成27年度から平成29年度の推計人口は、第6期介護保険事業計画の値を使用しました。

(2) 障がい者(児)の推計

障がい者(児)数は、推計人口に対して障がい種別毎の出現率を用い推計しています。

平成29年度は、身体障がい者(児)が1,916人、知的障がい者(児)が506人、精神障がい者が304人と推計しています。

図表4-2 平成29年度までの障がい者(児)数の推計(各年度10月1日現在)

身体障がい者(児)の推計(平成26年3月31日現在の出現率をそのまま使用したもの)

		平成27年	平成28年	平成29年
実数(人)	18歳未満	310	308	310
	18~39歳	473	467	465
	40~64歳	643	638	643
	65歳以上	459	475	498
	合計	1,885	1,888	1,916
出現率		3.03%	3.03%	3.03%

知的障がい者(児)の推計(平成26年3月31日現在の出現率をそのまま使用したもの)

		平成27年	平成28年	平成29年
実数(人)	18歳未満	82	81	82
	18歳以上	416	417	424
	合計	498	498	506
出現率		0.80%	0.80%	0.80%

精神障がい者の推計(平成26年3月31日現在の出現率をそのまま使用したもの)

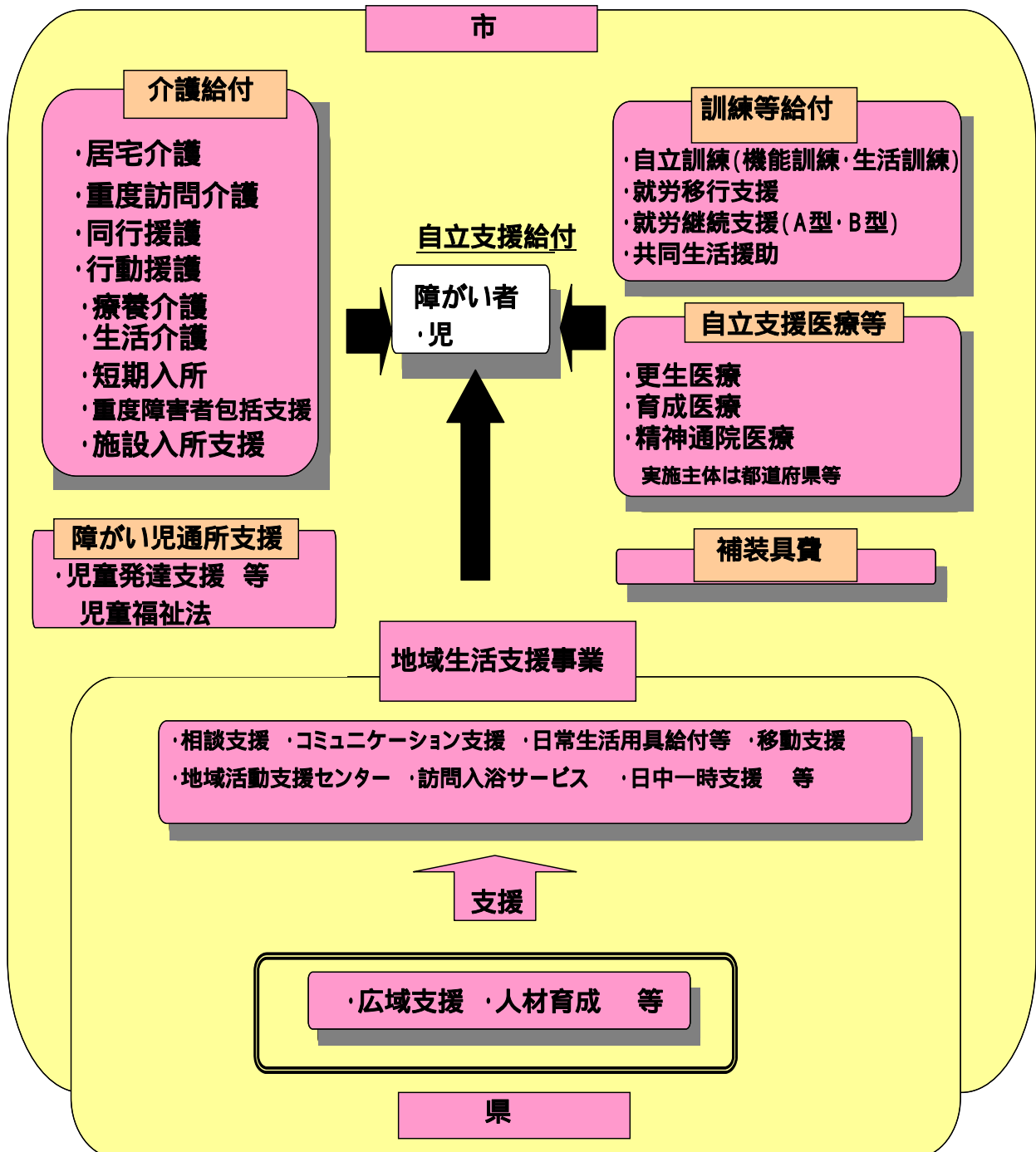
		平成27年	平成28年	平成29年
実数(人)	合計	298	299	304
出現率		0.48%	0.48%	0.48%

2. 障害者総合支援法における給付の関係

障害者総合支援法では、自立支援給付として、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給を行います。また、地域生活支援事業を地域（市）の実情に応じて実施します。これらの関係を図に示すと、次の図のようになります。

障がい福祉計画では、自立支援給付のうち介護給付、訓練等給付、補装具費と地域生活支援事業及び障がい児通所支援の目標を定めます。

図表 4-3 障害者総合支援法における給付の関係



図表 4-4 障害支援区分と受給できる障がい福祉サービス（自立支援給付）

		障害種別	障害支援区分					
			1	2	3	4	5	6
訪問系サービス	居宅介護	身体 / 知的 / 精神						
	重度訪問介護	身体						
	同行援護 ¹	視覚障害者						
	行動援護	知的 / 精神						
	重度障害者等包括支援	身体 / 知的						
日中活動系サービス	生活介護	身体 / 知的						
	自立訓練（機能訓練）	身体						
	自立訓練（生活訓練）	知的 / 精神						
	就労移行支援	身体 / 知的 / 精神						
	就労継続支援（A型）	身体 / 知的 / 精神						
	就労継続支援（B型）	身体 / 知的 / 精神						
	療養介護	身体 / 知的						
	放課後等デイサービス ²	児童	個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童					
	短期入所	身体 / 知的 / 精神						
サ-居 ー住 ビ ス 系	施設入所支援	身体 / 知的 / 精神						
	共同生活援助（グループホーム）	知的 / 精神						
相談支援（サービス計画作成）		身体 / 知的 / 精神						

（注） : 50歳以上であれば利用可

: 一部利用可

1 同行援護は身体介護を伴う場合のみ障害支援区分が必要となります。

2 放課後等デイサービスは、児童福祉法での実施となります。

3. 目標水準と目標値

(1) 介護給付及び訓練等給付の目標水準と目標値

目標水準

国の基本指針、千葉県障害福祉計画及び第3期計画の実績を踏まえ、以下に示す目標水準を設定します。

a. 施設入所者の地域生活への移行

(ア) 地域生活移行者の増加

【参考】国の基本指針
平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定する。

平成25年度末の施設入所者は66人です。

いままでの実績を踏まえて、グループホーム等への移行を促進します。また、入所者の削減については、単純に削減するのではなく、利用者の実情に合わせて実施していきます。

なお、平成23年10月から平成26年9月までの地域生活移行者数は4人です。

図表 4-5 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数(A)	66人	平成25年度末時点の利用人員
【目標値】平成29年度末時点での地域生活移行者数	8人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(イ) 施設入所者の削減

【参考】国の基本指針
平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定する。

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数(A)	66人	平成25年度末時点の利用人員
【目標値】平成29年度末の施設入所者数(B)	63人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込(A - B)	3人	差引減少見込み数

b. 就労移行の促進

(ア) 福祉施設から一般就労への移行

【参考】国の基本指針
平成 24 年度を基準として、平成 29 年度末までに平成 24 年度実績の 2 倍以上と設定する。

平成 24 年度に福祉施設から一般就労した実績は、11 人です。

平成 29 年度までに福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等により一般就労に移行する数値目標を次のように設定します。

図表 4-6 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	11 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	22 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

(イ) 就労移行支援事業の利用者数

【参考】国の基本指針
平成 29 年度末までに平成 25 年度と比較して 6 割以上増加させることを目指すものとして設定する。

平成 25 年度における就労移行支援事業利用者は 19 人です。

就労移行支援事業を利用する障がい者一人一人の能力・適正を見極めながら的確な支援を行い、就労に繋げていきます。平成 29 年度末までに就労移行支援を利用する者の数値目標を次のように設定します。

図表 4-7 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度の就労移行支援事業利用者数	19 人	平成 25 年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	31 人	平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)

(ウ) 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

【参考】国の基本指針
 就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上を目指すものとして設定する。

平成26年度における市内の就労移行支援事業所は4事業所です。

就労移行支援事業所と連携を図りながら一般就労に繋げていき、平成29年度末までに一般就労への就労移行率30%以上の事業所の数値目標を次のように設定します。

図表 4-8 就労移行支援事業の事業所数

項目	数値	考え方
平成26年度の 就労移行支援事業所数	4事業所	平成26年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
【目標値】平成29年度末の 就労移行支援事業所数	2事業所	平成29年度において就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の数

目標値

介護給付、訓練等給付の目標値は、次の表のように見込んでいます。

今後も、施設から地域への移行が進むことから、訪問系サービス及び日中活動系サービスの利用の増加を見込んでいます。

また、相談支援の利用者は、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を見込んでいます。

図表 4-9 介護給付、訓練等給付の目標値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護	106	109	112	実 人 / 月
		1,908	1,962	2,016	時 間 / 月
	重度訪問介護	7	7	7	実 人 / 月
		133	133	133	時 間 / 月
	同行援護	20	20	20	実 人 / 月
		428	428	428	時 間 / 月
	行動援護	0	0	0	実 人 / 月
		0	0	0	時 間 / 月
重度障害者等包括支援	0	0	0	実 人 / 月	
	0	0	0	時 間 / 月	
合計		133	136	139	実 人 / 月
		2,469	2,523	2,577	時 間 / 月
日中活動系 サ ー ビ ス	生活介護	142	144	146	実 人 / 月
		2,414	2,448	2,482	延 人 日 / 月
	自立訓練(機能訓練)	1	1	1	実 人 / 月
		18	18	18	延 人 日 / 月
	自立訓練(生活訓練)	5	6	7	実 人 / 月
		100	120	140	延 人 日 / 月
	就労移行支援	23	27	31	実 人 / 月
		368	432	496	延 人 日 / 月
	就労継続支援(A型)	17	19	20	実 人 / 月
		272	304	336	延 人 日 / 月
	就労継続支援(B型)	80	85	90	実 人 / 月
		1,280	1,360	1,440	延 人 日 / 月
	療養介護	4	5	6	実 人 / 月
		120	150	180	延 人 日 / 月
短期入所	福祉型	34	35	36	実 人 / 月
		374	385	396	延 人 日 / 月
	医療型	3	3	3	実 人 / 月
		33	33	33	延 人 日 / 月
計		37	38	39	実 人 / 月
		407	418	429	延 人 日 / 月

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
居 住 系 サ ー ビ ス	施設入所支援	61	59	58	実 人 / 月
	共同生活援助	65	70	75	実 人 / 月
相 談 支 援	計画相談支援	35	35	35	実 人 / 月
	地域移行支援	1	3	5	実 人 / 月
	地域定着支援	1	2	3	実 人 / 月

(2) 地域生活支援事業の目標水準と目標値

目標水準

地域生活支援事業の法定必須事業の目標水準のうち、相談支援事業については、市からの委託により実施する相談支援の水準とします。

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業については、現行のサービス体系が定着していることを考慮し、引き続き支障なくサービスの提供が受けられる水準とします。

目標値

地域生活支援事業の目標値は、次ページの表のように見込んでいます。

相談支援事業の充実と地域総合支援協議会との連携を図ります。

成年後見制度利用支援事業を今後の利用者の増加を考慮したうえで、実施していきます。

図表 4-10 地域生活支援事業の目標値

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	2	2	2	実施箇所数
地域総合支援協議会	2	2	2	実施回数
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	実施箇所数
成年後見制度利用支援事業	1	2	3	実人
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	7	7	7	実人 / 月
手話通訳者設置事業	1	1	1	設置箇所数
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	7	8	9	件 / 年度
自立生活支援用具	12	14	16	件 / 年度
在宅療養等支援用具	3	4	5	件 / 年度
情報・意志疎通支援用具	8	9	10	件 / 年度
排せつ管理支援用具	980	985	990	件 / 年度
住宅改修費	2	2	2	件 / 年度
移動支援事業	23	24	25	実施箇所数
	43	43	43	実人 / 月
	382	382	382	時間 / 月
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター 型	1	1	1	実施箇所数
	70	75	80	実人 / 月
地域活動支援センター 型	1	1	2	実施箇所数
	3	3	3	実人 / 月
地域活動支援センター 型	1	2	2	実施箇所数
	1	2	3	実人 / 月
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	
知的障がい者職親委託制度	実施	実施	実施	
日中一時支援事業	39	39	39	実人 / 月
	212	212	212	延人日 / 月
自動車運転免許・改造助成事業、 その他社会参加促進事業	実施	実施	実施	

(3) 障がい児支援事業の目標水準と目標値

目標水準

障がい児支援事業のうち、障がい児発達支援、放課後等デイサービスは、現状の利用状況、その他の支援につきましては、障がい児等の数、施設の受入れ体制等を考慮し、支障なくサービスの提供が受けられる水準とします。

目標値

障がい児支援事業の目標値は、下記の表のように見込んでいます。支援体制の充実と関係機関との連携を図ります。

図表 4-11 障がい児支援事業の目標値

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単 位
障がい児発達支援	50	55	60	実人 / 月
放課後等デイサービス	140	150	160	実人 / 年
保育所等訪問支援	2	4	6	実人 / 月
医療型児童発達支援	1	1	1	実人 / 月
福祉型児童入所支援	1	1	1	実人 / 月
医療型児童入所支援	1	1	1	実人 / 月
障がい児相談支援	12	13	14	実人 / 月

第5章 障がい福祉サービスの量の見込み及び確保策

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

事業内容	<p>居宅介護（ホームヘルプ）は、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。</p> <p>同行援護は、在宅の視覚障がい者に対する日常生活の援助や、ガイドヘルプを行う制度です。</p> <p>行動援護は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスです。</p> <p>重度障害者等包括支援は、常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行うサービスです。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
実人 / 月	計画値	居宅介護	98	109	122
		重度訪問介護	6	8	11
		同行援護	16	16	16
		行動援護	1	2	3
		重度障害者等包括支援	0	1	1
		計	121	136	153
	実績値	居宅介護	89	98	101
		重度訪問介護	9	8	7
		同行援護	17	18	20
		行動援護	0	0	0
		重度障害者等包括支援	0	0	0
計		115	124	128	
達成率		95.0%	91.2%	83.7%	
時間 / 月	計画値	居宅介護	2,236	2,504	2,804
		重度訪問介護	348	376	406
		同行援護	350	350	350
		行動援護	3	6	6
		重度障害者等包括支援	0	60	60
		計	2,937	3,296	3,629

	実績値	居宅介護	1,645	1,738	1,937
		重度訪問介護	140	128	133
		同行援護	346	348	428
		行動援護	0	0	0
		重度障害者等包括支援	0	0	0
		計	2,131	2,214	2,498
達成率		72.6%	67.2%	68.8%	

【評価】

同行援護は、計画値を上回りましたが、居宅介護、重度訪問介護は日中系サービス等の利用のため計画値を下回りました。

また、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

今後も引き続き制度の周知を図る必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	居宅介護	106	109	112
	重度訪問介護	7	7	7
	同行援護	20	20	20
	行動援護	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0
	計	133	136	139
時間 / 月	居宅介護	1,908	1,962	2,016
	重度訪問介護	133	133	133
	同行援護	428	428	428
	行動援護	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0
	計	2,469	2,523	2,577

【サービス見込量確保のための方策】

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護については、個々の利用者における障害福祉サービスの必要量の精査を行った上で適切な支給決定を行うとともに、サービス利用において必要となるケアマネジメントの充実を図っていきます。行動援護・重度障害者等包括支援については制度開始以降実績がほとんどありません。需要と供給のバランスを考えながらの事業促進と、希望者に対して個別の対応をしていきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

事業内容	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者に対して、事業所において、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施するサービスです。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	100	110	120
	実績値	133	138	140
	達成率	133.0%	125.5%	116.7%
延人日 / 月	計画値	1,930	2,130	2,320
	実績値	2,196	2,369	2,562
	達成率	113.8%	111.2%	110.4%

【評価】

日中の活動の場として利用者のニーズが多く、計画値を上回っていますが、サービスの提供は出来ています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	142	144	146
延人日 / 月	2,414	2,448	2,482

【サービス見込量確保のための方策】

今後も、利用者のニーズが見込まれるため、利用量に見合ったサービス体制を確保していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業内容	自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するサービスです。標準的な利用期間は18か月です。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人/月	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
延人日/月	計画値	18	18	18
	実績値	0	0	0.0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【評価】

利用実績はありませんでしたが、本サービスを必要とする方が、利用できるよう、引き続き制度を周知する必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人/月	1	1	1
延人日/月	18	18	18

【サービス見込量確保のための方策】

制度を一層周知するとともに、利用者のニーズに応じた適切なサービスが利用できるよう、必要となるケアマネジメントの充実を図っていきます。利用者が発生してきた場合にサービスが提供できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(3) 自立訓練(生活訓練)

事業内容	<p>自立訓練(生活訓練)は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施するサービスです。標準的な利用期間は長期の入院・入所者は36か月、その他の人は24か月です。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	10	12	15
	実績値	11	6	3
	達成率	110.0%	50.0%	20.0%
延人日 / 月	計画値	195	234	293
	実績値	211	86	64
	達成率	108.2%	36.8%	21.8%

【評価】

本サービスの利用者は減少傾向ですが、サービスを引き続き利用できるよう周知する必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	5	6	7
延人日 / 月	100	120	140

【サービス見込量確保のための方策】

制度を一層周知するとともに、利用者のニーズに応じた適切なサービスが利用できるよう、必要となるケアマネジメントの充実を図っていきます。

今後とも市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(4) 就労移行支援

事業内容	<p>就労移行支援は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる65歳未満の障がい者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施するサービスです。標準的な利用期間は24か月です。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人/月	計画値	15	17	19
	実績値	16	19	18
	達成率	106.7%	111.8%	94.7%
延人日/月	計画値	270	306	342
	実績値	260	296	329
	達成率	96.3%	96.7%	96.2%

【評価】

就労移行支援は期限のあるサービスであり、利用者がサービスの利用終了を迎えることに対して、その後の利用者のニーズに応じた適切なサービスが利用できるよう支援していくことが必要です。

また、一般就労を希望する利用者が増加傾向となっています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人/月	23	27	31
延人日/月	368	432	496

【サービス見込量確保のための方策】

制度を一層周知するとともに、利用者のニーズに応じた適切なサービスが利用できるよう、必要となるケアマネジメントの充実を図っていきます。

現在、市内には就労移行支援を提供している事業所は複数あります。一般就労を希望する人に対して、サービス提供できるよう、今後とも市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(5) 就労継続支援(A型)

事業内容	<p>就労継続支援(A型)は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の人に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、これを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施するサービスです。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人/月	計画値	3	5	7
	実績値	14	15	15
	達成率	466.7%	300.0%	214.3%
延人日/月	計画値	66	110	154
	実績値	233	244	291
	達成率	353.0%	221.8%	189.0%

【評価】

利用者は増加傾向ではありますが、サービスを提供している事業所が市内に複数あり、十分に提供されています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人/月	17	19	20
延人日/月	272	304	336

【サービス見込量確保のための方策】

制度を一層周知するとともに、利用意向のある人に対してサービスが提供できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(6) 就労継続支援(B型)

事業内容	<p>就労継続支援(B型)は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に対して、就労や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない)や、工賃の支払い目標を設定し額のアップを図ることを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人への一般就労への移行に向けた支援をすることを目的として、必要な指導等を実施するサービスです。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	45	47	50
	実績値	51	59	57
	達成率	113.3%	125.5%	114.0%
延人日 / 月	計画値	643	672	715
	実績値	757	904	972
	達成率	117.7%	134.5%	135.9%

【評価】

利用者は増加傾向ではありますが、サービスを提供している事業所が市内に複数あり、十分に提供されています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	80	85	90
延人日 / 月	1,280	1,360	1,440

【サービス見込量確保のための方策】

ニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

現在、市内には就労継続支援(B型)を提供している事業所は複数ありますが、今後も、利用者数・利用量の増加も見込まれるため、必要な人にサービスが提供できるよう、関係事業者に対し、事業開始に係る支援を継続的に行います。

(7) 療養介護

事業内容	療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がい者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護の提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施するサービスです。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	4	5	6
	実績値	4	4	3
	達成率	100.0%	80.0%	50.0%
延人日 / 月	計画値	120	150	180
	実績値	120	120	90
	達成率	100.0%	80.0%	50.0%

【評価】

利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も、引き続き周知する必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	4	5	6
延人日 / 月	120	150	180

【サービス見込量確保のための方策】

新規に利用可能な人が利用できるよう、制度を一層周知する必要があります。

利用意向のある人のニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保します。

(8) 短期入所

事業内容	短期入所は、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	30	31	32
	実績値	38	30	36
	達成率	126.7%	96.8%	112.5%
延入日 / 月	計画値	292	302	312
	実績値	381	329	370
	達成率	130.5%	108.9%	118.6%

【評価】

利用希望日の週末集中を避けるなど、社会資源の有効活用を図る観点から多くの家庭が利用できるよう平日の利用の促進をするなどの利用調整を行うとともに、利用ニーズに応えられるようサービス基盤の整備が必要です。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉型	実人 / 月	34	35	36
	延入日 / 月	374	385	396
医療型	実人 / 月	3	3	3
	延入日 / 月	33	33	33
計	実人 / 月	37	38	39
	延入日 / 月	407	418	429

【サービス見込量確保のための方策】

現在、市内には短期入所を提供している事業所は複数ありますが、利用意向のある人のニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

また、地域生活支援事業の日中一時支援事業等との併給により利用ニーズへの対応を行うとともに、施設の稼働状況や利用ニーズを踏まえ、緊急時の利用に対応できるような利用枠の確保、レスパイト（一時的休養）的利用に対する利用調整等を行います。

3. 居住系サービス

(1) 施設入所支援

事業内容	施設入所支援は、夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施するサービスです。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	計画値	69	68	66
	実績値	63	66	63
	達成率	91.3%	97.1%	95.5%

【評価】

施設入所支援の利用者は、計画値より下回り、地域生活への移行が進んでいます。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	61	59	58

【サービス見込量確保のための方策】

利用意向のある人のニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者に働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

また、今後も地域生活への移行促進のため、関係機関との連携を図ります。

(2) 共同生活援助、共同生活介護

事業内容	<p>共同生活援助（グループホーム）は、就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対して、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施するサービスです。</p> <p>共同生活介護（ケアホーム）は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者に対して、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な介護、支援等を実施するサービスです。（平成26年4月1日以降は共同生活援助と共同生活介護は併せて共同生活援助となっています。）</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
実人/月	計画値	37	40	44	
	実績値	共同生活援助	15	15	61
		共同生活介護	31	33	
		計	46	48	61
達成率		124.3%	120.0%	138.6%	

【評価】

利用者は増加傾向ではありますが、近隣市に比べグループホームが多く整備され、利用希望者が入居できる体制は整っています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人/月	共同生活援助	65	70	75

【サービス見込量確保のための方策】

今後は、地域への移行が活発になるため、本市に居住する障がいのある人が地域において自立した日常生活を過ごすことができるよう、サービス事業者との連携を密にしていきます。

4. 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

事業内容	<p>計画相談支援は障がい者の自立した生活を支えるため、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするサービスです。</p> <p>地域移行支援は施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者が地域における生活に移行するための活動に関して支援をするサービスです。</p> <p>地域定着支援は居宅において単身で生活する障がい者等で地域生活が不安定な者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時等に対応をするサービスです。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援 (実人/月)	計画値	5	20	50
	実績値	13	23	21
	達成率	260.0%	115.0%	42.0%
地域移行支援 (実人/月)	計画値	1	3	5
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援 (実人/月)	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【評価】

平成24年4月より計画相談支援として、サービスを利用する障がい者すべてに対して、サービス利用計画の作成を段階的に行っていますが、全員には作成出来ていない状況ですので、相談支援事業者との連携を図る必要があります。

地域移行支援、地域定着支援の利用者は、少ないですが、引き続き周知を行う必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実人/月	35	35	35
地域移行支援	実人/月	1	3	5
地域定着支援	実人/月	1	2	3

【サービス見込量確保のための方策】

地域移行支援、地域定着支援として、地域移行をスムーズに行うための支援をしていきます。相談支援事業者とも連携したうえで、適切な相談支援が継続的に見えるようにします。

5. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

事業内容	相談支援事業は、障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。
------	------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業 〔実施箇所数〕	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域総合支援協議会 〔実施回数〕	計画値	1	1	1
	実績値	2	2	3
	達成率	200.0%	200.0%	300.0%
市町村相談支援機能強化事業 〔実施箇所数〕	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業 〔利用件数〕	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【評価】

障がい者相談支援事業として、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行っています。具体的には、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域総合支援協議会の運営等を行っています。これとともに、相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たすよう協議を行うため、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を設置・運営しています。

市町村相談支援機能強化事業として、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応を行うため、専門的職員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置しています。

成年後見制度利用支援事業として、障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者であって、市が後見・保佐・補助開始の審判請求を行う必要があり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定手数料）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な人に対して、費用の全部又は一部を助成しています。今後、障がい者本人や保護者の高齢化に伴い、必要性が増すものと考えます。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
地域総合支援協議会	実施回数	2	2	2
市町村相談支援機能強化事業	実施箇所数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実人	1	2	3

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者相談支援事業として、支援を必要としていながらサービスを利用していない対象者に対して、委託及び指定相談支援事業者が自ら地域を訪問し、早期発見、早期支援を受けられる体制を構築していきます。相談支援事業の公平・中立な実施を推進するため、また地域で一体となった支援体制を構築していくため、地域総合支援協議会等を通じて地域における関係機関の連携・ネットワーク化を進めていくとともに、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業により、共生社会の実現を図ります。

市町村相談支援機能強化事業として、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応を行うため、専門的職員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置します。相談支援の機能を充実させていくためには、関係機関が連携し、一貫した支援を行う必要があります。このため、専門職員を中心としたネットワークの中で情報・課題の共有、研修事業などを推進し、相談支援事業に携わる職員・関係機関の対応能力向上を図るとともに、特に困難な事例については、全市を挙げて対応していく体制を整備していきます。

知的障がい者や精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努めるほか、引き続き成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の利用が困難な人に対して、費用の全部又は一部を助成します。また、成年後見制度法人後見支援事業の実施を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業

事業内容	コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 〔実人/月〕	計画値	4	4	5
	実績値	5.8	8.6	6.8
	達成率	145.0%	215.0%	136.0%
手話通訳者設置事業 〔設置箇所数〕	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

【評価】

手話通訳者派遣事業として、聴覚障がい者に対して、手話通訳を派遣しています。実績は、計画値を上回っています。
手話通訳者事業は、市役所の窓口到手話通訳者を設置しています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	7	7	7
手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのある人とのコミュニケーションの支援を行うことのできる専門的な人材を県とも連携して養成するとともに、日常生活においてちょっとした手助けをすることのできるボランティアを地域に育成していきます。制度の周知により、利用者の拡大に努めていきます。

手話通訳者設置事業として、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障害者の相談、手話等による意思の疎通を容易にするため、手話通訳者を引き続き設置します。事業の内容は、市役所障がい者支援課等の窓口における聴覚障がい者等の相談、手続等の通訳を行うとともに手話奉仕員養成研修事業は、近隣市と共同して引き続き実施していきます。

(3) 日常生活用具給付等事業

事業内容	日常生活用具給付等事業は、重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
------	-------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具 〔件/年度〕	計画値	5	5	6
	実績値	9	2	4
	達成率	180.0%	40.0%	66.7%
自立生活支援用具 〔件/年度〕	計画値	8	9	10
	実績値	13	6	12
	達成率	162.5%	66.7%	120.0%
在宅療養等支援用具 〔件/年度〕	計画値	6	7	8
	実績値	4	2	2
	達成率	66.7%	28.6%	25.0%
情報・意志疎通支援用具 〔件/年度〕	計画値	5	6	7
	実績値	8	3	8
	達成率	160.0%	50.0%	114.3%
排せつ管理支援用具 〔件/年度〕	計画値	870	900	920
	実績値	932	965	984
	達成率	107.1%	107.2%	107.0%
住宅改修費 〔件/年度〕	計画値	2	2	3
	実績値	4	1	1
	達成率	200.0%	50.0%	33.3%

【評価】

重度障がい者の必要性、家庭環境、価格等に応じて、真に必要な人に適正な介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、排せつ管理支援用具（紙おむつを含む）を給付又は貸与しています。これとともに、住宅改修費等事業を実施しています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	件/年度	7	8	9
自立生活支援用具	件/年度	12	14	16
在宅療養等支援用具	件/年度	3	4	5
情報・意志疎通支援用具	件/年度	8	9	10
排せつ管理支援用具	件/年度	980	985	990
住宅改修費	件/年度	2	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

今後、施設入所者が地域へ移行していくに際して、在宅生活を継続させるために必要となる日常生活用具の利用や住宅改修の拡大が見込まれることから、制度の周知と利用の促進に努めます。

(4) 移動支援事業

事業内容	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。
------	---------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業 〔実施箇所数〕	計画値	25	26	27
	実績値	22	22	22
	達成率	88.0%	84.6%	81.5%
〔実人 / 月〕	計画値	35	36	37
	実績値	46	46	37
	達成率	131.4%	127.8%	100.0%
〔時間 / 月〕	計画値	640	650	660
	実績値	409	350	385.5
	達成率	63.9%	53.8%	58.4%

【評価】

個別支援が必要な人に対して、マンツーマンによる個別支援型の移動支援を行っています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施箇所数	23	24	25
	実人 / 月	43	43	43
	時間 / 月	382	382	382

【サービス見込量確保のための方策】

今後、施設入所者が地域へ移行していくに際して、在宅の障がいのある人が外出する機会が増えてくることが予想されるため、利用対象範囲や緊急時の利用方法等について周知し利用促進を図ります。

(5) 地域活動支援センター事業

事業内容	<p>地域活動支援センター事業は、基本事業として、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。</p> <p>これに加えて、地域活動支援センター型では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。併せて、相談支援事業を実施します。</p> <p>地域活動支援センター型では、地域において就労が困難な在宅障がい者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練等、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。</p> <p>地域活動支援センター型では、従来からある小規模作業所のうち、運営実績年数及び実利用定員が一定以上のものについて、運営費の支援を充実します。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター型 〔実施箇所数〕	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
〔実人/月〕	計画値	60	65	70
	実績値	33	37.1	47.3
	達成率	55.0%	57.1%	67.6%
地域活動支援センター型 〔実施箇所数〕	計画値	1	1	2
	実績値	3	3	3
	達成率	300.0%	300.0%	150.0%
〔実人/月〕	計画値	2	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	150.0%	100.0%	100.0%
地域活動支援センター型 〔実施箇所数〕	計画値	1	2	2
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
〔実人/月〕	計画値	2	3	3
	実績値	0.5	0	1
	達成率	25.0%	0.0%	33.3%

【評価】

障がいのある人の地域生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの便宜を提供する施設の運営に助成する事業を実施しています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター 型	実施箇所数	1	1	1
	実人 / 月	70	75	80
地域活動支援センター 型	実施箇所数	1	1	2
	実人 / 月	3	3	3
地域活動支援センター 型	実施箇所数	1	2	2
	実人 / 月	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

小規模作業所等からの円滑な移行を支援します。また、地域の関係機関・学校等との連携を図り、障がいのある人の地域活動の場の提供を推進していくことにより、利用者の拡大に努めます。

(6) その他の事業

その他の事業として、下記の各事業を引き続き実施します。

- ・訪問入浴サービス事業
- ・更生訓練費給付事業
- ・知的障がい者職親委託制度
- ・日中一時支援事業
- ・自動車運転免許・改造助成事業、その他社会参加促進事業

【第3期計画の取り組み状況】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	件 / 年度	92	97.5	107
知的障がい者職親委託制度	登録職親数	26	26	25
	利用者数	2	2	2
日中一時支援事業	実人 / 月	41	79	37
	延人日 / 月	216	309	207
自動車運転免許・改造助成事業、その他社会参加促進事業	件 / 年度	5	2	1

【評価】

知的障がい者職親委託制度については、農業関係の職親の登録数が比較的多く、新規の利用者はいませんでした。

日中一時支援事業については、利用者数、利用意向とも高いものがあります。その他のサービスについても、利用可能な人が滞りなく利用できるようにしていく必要があります。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業		実施	実施	実施
知的障がい者職親委託制度		実施	実施	実施
日中一時支援事業	実人 / 月	39	39	39
	延人日 / 月	212	212	212
自動車運転免許・改造助成事業、その他社会参加促進事業		実施	実施	実施

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知により、利用者の拡大に努めます。

6. 障がい児支援

(1) 児童発達支援

事業内容	児童発達支援は、児童等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
------	---------------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	44	53	42

【評価】

ニーズの多い支援であるため、今後も需要が求められるサービスである。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	50	55	60

【サービス見込量確保のための方策】

今後も利用意向のある人のニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(2) 放課後等デイサービス

事業内容	放課後等デイサービスは、放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。
------	----------------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	99	106	130

【評価】

利用者は、年々増加しており、必要量の確保が求められています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	140	150	160

【サービス見込量確保のための方策】

今後も利用者の増加が見込めるため、ニーズに応じてサービスが利用できるよう、市内外の事業者働きかけたうえで、必要量を確保していきます。

(3) 保育所等訪問支援

事業内容	保育所等訪問支援は、専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
------	----------------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	0	0	0

【評価】

現在のところ、利用者数、利用量ともに実績がありません。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月		2	4	6

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知を図り、サービス体制を確保できるよう関係機関との連携を図ります。

(4) 医療型児童発達支援

事業内容	医療型児童発達支援は、児童等の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行います。
------	-----------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	1	0	0

【評価】

現在のところ、利用者数、利用量ともに実績がありません。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月		1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知を図り、サービス体制を確保できるよう関係機関との連携を図ります。

(5) 福祉型児童入所支援

事業内容	福祉型児童入所支援は、児童等の保護、日常生活の指導、知能技能の付与を行います。
------	-----------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	0	0	0

【評価】

現在のところ、利用者数、利用量ともに実績がありません。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月		1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知を図り、サービス体制を確保できるよう関係機関との連携を図ります。

(6) 医療型児童入所支援

事業内容	医療型児童入所支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。
------	-----------------------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	0	0	0

【評価】

現在のところ、利用者数、利用量ともに実績がありません。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月		1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知を図り、サービス体制を確保できるよう関係機関との連携を図ります。

(7) 障がい児相談支援

事業内容	障がい児相談支援事業は、障がい児の保護者又は障がい児の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。
------	--------------------------------------------------------------------------

【参考数値】

指 標		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人 / 月	実績値	4	7	10

【評価】

障がい児の保護者又は障がい児の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行っています。

【第4期計画サービス量の見込み】

指 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人 / 月	12	13	14

【サービス見込量確保のための方策】

サービスを必要とする人が利用できるよう、制度の周知を図り、サービス体制を確保できるよう関係機関との連携を図ります。

7. サービス見込量確保の方向性

(1) 見込量確保策の方向性

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス提供は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人などの民間事業者が中心となります。市の役割として、サービスの必要量に見合うだけの供給量が確保されるよう、事業者に対して、市内での事業展開を誘導していく必要があります。

現在、市内の事業者だけではなく、周辺の木更津市、君津市、富津市、市原市等に拠点を置く事業者が本市に対して、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスを提供しています。

市では、次のようなサービス見込量確保のための方策を採ることとします。

障がい者等の現状や計画内容の情報を、市のホームページなどを通じてより一層の情報提供を図ります。

事業者と定期的に交流する機会を設け、供給量の安定的確保を図ります。近隣の市とも連携しつつ、事業者の進出を促します。その際、地域的な格差をできるだけ生じさせないように配慮します。

介護保険のサービス提供事業者との連携を図ります。

サービスの質が高い水準で提供されるよう、福祉サービス第三者評価事業の受審を勧奨するほか、運営の最低基準を満たしているかどうかについて県とも協力して監視していきます。

(2) 人材確保策の方向性

今後、障がい者の相談及び権利擁護を包括的に担っていくことが期待される相談支援専門員については、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士といった相談・援助の従事者、また、居宅介護事業従事者（ホームヘルパー）、施設職員（生活支援員、職業指導員、就労支援コーディネーター、看護師等）、グループホームの世話人等は、事業者が中心となって人材を確保するとともにその能力の向上を図っていくこととなります。これに対して、市では次のような環境を整えることにより、事業者を支援します。

障がい者等の現状や計画内容の情報を、市のホームページなどを通じて公表し、事業者の人員採用の判断材料を提供します。

事業者と定期的に交流する機会を設け、障がい福祉のサービス利用計画の作成技術やモニタリングの向上を図るため、事例検討の場の提供に努めます。

専門職の相談、能力向上に資するため、スーパーバイザーの養成を支援します。

社会福祉士会、精神保健福祉士会等の専門職団体との情報交換に努めます。

(3) 各サービスにおける確保策の方向性

訪問系サービスについて

訪問系サービスについては、障がいの区別無く、サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにします。そのため、訪問系サービスを担う人材を事業者が確保できるよう、千葉県等とも連携したうえで、障がい者の特性も踏まえた支援ができる居宅介護事業従事者（ホームヘルパー）を養成していきます。

また、今後さらに質の高いサービスを提供できるようにしていくため、介護福祉士等の上位資格の取得を勧奨します。

日中活動系サービスについて

日中活動系サービスについては、できるだけ利用者の身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の進出を誘導していきます。このため、既存施設の新体系サービスでの安定的な運営のほか、新規事業者の参入を促すための支援を行います。

就労支援については、地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者の適性に応じた支援を推進していきます。特に一般就労に向けた施策については、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携強化、職場体験やジョブコーチの活用、職業安定・雇用対策に関する各種助成金の活用の勧奨等を行います。

居住系サービスについて

市内には知的障がい者向けのグループホームがたくさんありますが、今後も、地域生活への移行促進に伴い、地域において自立した日常生活を過ごすための環境整備が求められることから、社会福祉法人やNPO法人等と連携を密にするとともに、必要な情報提供を行います。

相談支援事業について

サービス利用計画は、すべての障がい福祉サービス利用者に作成するため、事業者等との協議を密にします。また、地域移行支援・地域定着支援については、地域生活へ移行に際して支援するため、病院及び事業者等との連携を図ります。

地域生活支援事業について

今後、障がい者の相談及び権利擁護を包括的に担っていくことが期待される保健師、社会福祉士、精神保健福祉士といった相談・援助の従事者を担う人材を事業者が確保できるよう、千葉県や各職能団体等とも連携したうえで有資格者を養成していくとともに、生涯研修制度の受講の勧奨や地域総合支援協議会等を通じた情報交換の場の提供に努めます。

障がい児支援事業について

児童発達支援や放課後等デイサービスは、利用ニーズが年々増加しているため、事業者等との連携を図るとともに新規事業者の参入を促し、ニーズに応じたサービスを提供できるよう努めます。

また、現在は利用実績がない、保育所等訪問支援等の事業についても、サービスを提供できるよう努めます。

第6章 計画の実現のために

1. 地域総合支援協議会の運営

本計画の進捗状況の把握、地域の障がい者支援にかかわる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、地域生活支援事業の1つの事業として、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89第の3第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす場として位置づけられています。

<協議会の役割>

- ・相談支援事業者の運営評価等
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・障害者福祉基本計画及び障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2. 利用料負担と負担軽減策

制度をみんなで支えるため、障がい福祉サービスの利用に際しては、利用したサービスの量に比例して原則1割の自己負担がかかり、残りは袖ヶ浦市、千葉県及び国が負担します。

利用者負担は、世帯の収入状況に応じて月ごとの負担上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようにになっています。

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などは、高額障がい福祉サービス等給付費等により、負担を軽減します。

また、入所施設やグループホームの利用者は世帯の収入状況に応じて、サービス利用者の負担を軽減します。

3. 障がい福祉施策の総合的な推進

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「袖ヶ浦市総合計画」、「そでがうら・ふれあいプラン ー障害者福祉基本計画編(後期)ー」や関連計画との連携を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

本計画の内容の中にはサービス見込量が非常に少ない等の理由により、袖ヶ浦市単独では対応することが困難なものもあります。このため、国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、君津圏域や市原市等の近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

4. 計画の評価と見直し

本計画は、障がい福祉サービスの提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進めて行くことが必要になります。

そのため、年に1回調査・分析及び評価を行い、必要があるときは計画の変更等の措置を講じます（PDCAサイクルの実施）。

< 参考資料 >

1. 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧

(平成26年10月現在)

No	事業所名	所在地	電話番号	実施サービス
1	袖ヶ浦ムツミヘルプステーション	神納 796-10	60-2002	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
2	ライフサポート彩輝	大曾根 2-1	62-5435	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
3	医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	長浦駅前 5-21	62-1113	居宅介護
4	さつき会ヘルプステーション ンカトリアンホーム事業所	蔵波 2713-1	63-2258	居宅介護 重度訪問介護
5	ヤックスヘルプステーション 袖ヶ浦	蔵波台 5-19-3	64-0860	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
6	有限会社泉の里 指定訪問介護事業所	下泉 895	60-5288	居宅介護 重度訪問介護
7	セントケア袖ヶ浦	横田 2189-1	75-7789	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
8	ケア・サービス憩 訪問介護事業所	横田 1709-2	75-7964	居宅介護 重度訪問介護
9	ふれんず虹	奈良輪 2459-4	63-1080	居宅介護 重度訪問介護
10	千葉県袖ヶ浦福祉センター 児童デイサービス虹の子	蔵波 3312-1	64-1030	児童発達 放課後等デイサービス
11	袖ヶ浦学園	上泉 1767-21	75-4585	短期入所 施設入所支援 生活介護
12	袖ヶ浦ひかりの学園	三ツ作 1927	62-9121	短期入所 施設入所支援 生活介護
13	東京都千葉福祉園	代宿 8	62-2711	短期入所 施設入所支援 生活介護
14	千葉県袖ヶ浦福祉センター 更生園	蔵波 3108-1	62-2729	短期入所 施設入所支援 生活介護
15	アドバンスながうら	蔵波 3312-1	64-0890	短期入所 施設入所支援 生活介護 就労移行支援 就労継続支援(B)

No	事業所名	所在地	電話番号	実施サービス
16	地域生活支援センターたのしみ	蔵波台 3-1-1	62-9898	児童発達・放課後等デイサービス・計画相談・障害児相談
17	袖ヶ浦のびろ学園	下新田 1680	62-9121	短期入所・施設入所・生活介護
18	NPO 法人 ぽぴあ 詳しい事業内容はお問い合わせ下さい。	神納 1-19-7 (本部)	60-7521 (本部)	居宅介護 生活介護 就労移行支援 就労継続支援(A・B) 共同生活援助など
19	さつき台の家	蔵波 428-4	63-1021	就労継続支援(B型)
20	千葉県袖ヶ浦福祉センター 養育園	蔵波 3108-1	62-2742	短期入所
21	わたぼうし	戸国飛地 382-1	60-5800	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 生活介護 短期入所 児童発達 放課後等デイサービス 計画相談・障害児相談
22	グループホーム春のひかり	長浦駅前 5-1-14	62-9121	共同生活援助
23	特定非営利活動法人就労生活 定着支援センターリーブ	長浦駅前 6-21-1 (本部)	60-2662 (本部)	共同生活援助 就労移行 就労継続支援(A・B) 自立訓練(生活訓練)
24	共同生活支援事業所 「春告鳥」	代宿 309-2	64-1556	共同生活援助
25	医療法人社団さつき会 ケアセンターさつき	長浦駅前 4-2-1	60-1501	計画相談・障害児相談
26	地域生活相談支援センター もえ	神納 1-19-7	60-7578	計画相談・障害児相談
27	縁側よいしょ	大鳥居 562	75-2929	生活介護 自立訓練(生活訓練)
28	社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会	飯富 1604	63-3888	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 児童発達 放課後等デイサービス
29	在宅福祉サービス 袖ヶ浦ふれあい	久保田 1777	64-0802	居宅介護 同行援護
30	袖ヶ浦きのこ村	飯富 441-2	42-1936	就労継続支援(A・B)
31	代宿地域支援センター	代宿 102-2	53-7626	計画相談・障害児相談

<参考資料>

No	事業所名	所在地	電話番号	実施サービス
32	ながうら地域支援センター	蔵波 3312-1	62-2722	障害児相談
			64-0892	共同生活援助 計画相談
33	かんてら	吉野田 144	97-8555	生活介護 就労移行支援
34	アトリエけやき	代宿 102-2	53-7626	生活介護
35	ケアホームアシス	代宿 102-2	53-7625	共同生活援助

(注) 所在地はすべて袖ヶ浦市、電話番号の市外局番はすべて 0438 です。

2. 計画策定体制

袖ヶ浦市地域総合支援協議会名簿

(敬称略)

NO	選出区分	氏名	役職名等
1	障がい者本人・関係団体関係者	川副 孝芳	袖ヶ浦市心身障害者(児)福祉会会長
2	障がい者本人・関係団体関係者	関口 三枝子	袖ヶ浦市手をつなぐ育成会会長
3	障がい者支援関係機関関係者	渡邊 泰之	袖ヶ浦福祉センター更生園マネージャー
4	障がい者支援関係機関関係者	石井 啓	嬉泉福祉センター袖ヶ浦統括園長
5	障がい者支援関係機関関係者	小川 武美	ケアセンターさつきセンター長
6	障がい者支援関係機関関係者	関口 幸一	特定非営利活動法人ほびあ代表
7	障がい者支援関係機関関係者	西山 信男	君津ふくしネットセンター長
8	障がい者支援関係機関外関係者	片倉 憲太郎	長浦保育園園長
9	障がい者支援関係機関外関係者	川名 克弘	袖ヶ浦菜の花苑施設長
10	保健、福祉、医療機関関係者	石毛 稔	袖ヶ浦さつき台病院精神科部長
11	保健、福祉、医療機関関係者	近藤 信子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会副会長
12	保健、福祉、医療機関関係者	石井 三千夫	君津健康福祉センター地域福祉課長
13	保健、福祉、医療機関関係者	末吉 幸夫	袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長
14	教育機関関係者	小川 雅夫	千葉県立槇の実特別支援学校長
15	雇用機関関係者	立川 久雄	袖ヶ浦市商工会事務局長
16	雇用機関関係者	日暮 信義	木更津職業安定所統括職業指導官
17	雇用機関関係者	佐藤 美紀	障害者就業・生活支援センターエール主任就業支援員
18	行政機関関係者	鴫田 道雄	袖ヶ浦市教育委員会学校教育課参事
19	行政機関関係者	在原 昌秀	袖ヶ浦市福祉部長

：会長、 ：副会長

3. 計画策定経過の概要

年月日	実施内容
平成26年 5月20日	地域総合支援協議会に計画策定の基本指針及び概要説明
平成26年10月15日	地域総合支援協議会に計画素案説明
平成26年12月22日から 平成27年 1月21日まで	計画(案)のパブリックコメント手続実施
平成27年 3月 6日	地域総合支援協議会に計画策定の報告

4. 用語集

障害者総合支援法によるサービスの内容については、「第5章 障がい福祉サービスの量の見込み及び確保策」の各項目に記載しています。

[ケアマネジメント]

障がい者や高齢者など、援助を必要とする利用者のニーズを明らかにし、そのニーズを満たす保健・医療・福祉に関する様々なサービスが受けられるようにするとともに、サービス利用者とその家族へのケアサービス提供が効率的に行われるようにすることをいいます。

[スーパーバイザー]

支援員の活動に対し、指導・助言を行い、必要に応じて事業所への訪問やケース会議に出席します。また、支援員や事業所管理者向けの研修を企画・実施します。

[成年後見制度]

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、主として判断能力が欠けていたり十分でなかったりする人を対象として、裁判所の決定に基づき、成年後見人等が契約や財産管理、身上看護などの法律行為全般を行います。社会制度の中で、これらの人を不利益から守る制度です。

近年では、身寄りのない人の増加や、親族間のつきあいの希薄化により、親族ではなく市町村長による申し立てのほか、親族以外の弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者が後見人等に選任されることが増えてきています。

[ノーマライゼーション]

障がい者は特別の存在ではないという考え方、また、障がい者を特別視するのではなく、普通の人と同じように受け入れ、一般社会の中でともに社会の一員として普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会づくりこそノーマルな社会であるとの考え方です。

[ピアカウンセリング]

障がいを持つ当事者同士が、自らの経験等により、お互いに理解しあい、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細やかなサポートを行うことによって、相談者の問題解決を図るものです。

[民間非営利団体 (N P O)]

ボランティア活動やメセナに代表される営利を目的としない、各種の公益活動や市民的活動を行う組織・団体です。

近年、我が国においても社会福祉や教育・文化・スポーツ、国際交流・協力など、多様な分野の活動が広がっています。これらの活動を推進するため、平成10年12月、特定非営利活動促進法が施行されました。

[リハビリテーション]

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであ

るとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方です。

昭和 24 年に成立した「身体障害者福祉法」は、「リハビリテーション」を「更生」と訳して法の中に盛り込んでいます。

そでがうら・ふれあいプラン
- 障がい福祉計画編（第4期） -

平成27年3月

袖ヶ浦市 福祉部 障害者支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

Tel 0438-62-2111（代表）

Fax 0438-63-1310

URL <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第3期）
袖ヶ浦市障害福祉計画（第5期）

策定概要

袖ヶ浦市 福祉部
障がい者支援課

I 計画の概要

1 策定の趣旨

袖ヶ浦市では、「サービスの自己選択と自己決定の尊重」「難病を含むすべての障がいを一元化した障害福祉サービスの提供」「地域生活への意向と就労支援の充実」を目指して、「袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）」、「障害者基本法に基づいて障害者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「袖ヶ浦市障害福祉計画（第4期）」をもとに障害福祉施策を推進してきました。

国においては、障害者基本法や、障害者差別解消法などの法の整備のほか、平成30年には障害者総合支援法が改正され、障害者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の障害者制度の動向をふまえ、袖ヶ浦市におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第3期）」「袖ヶ浦市障害福祉計画（第5期）」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置け

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定（障害者基本計画）に基づく「市町村障害者計画」として位置づけるものであり、千葉県「第五次千葉県障害者計画」を踏まえた計画で、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

■障害者基本法第11条第3項

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害福祉計画は、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の性質を持つ計画です。

■改正障害者総合支援法における計画の位置付け

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所 その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12略)

■改正児童法における計画の位置付け

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

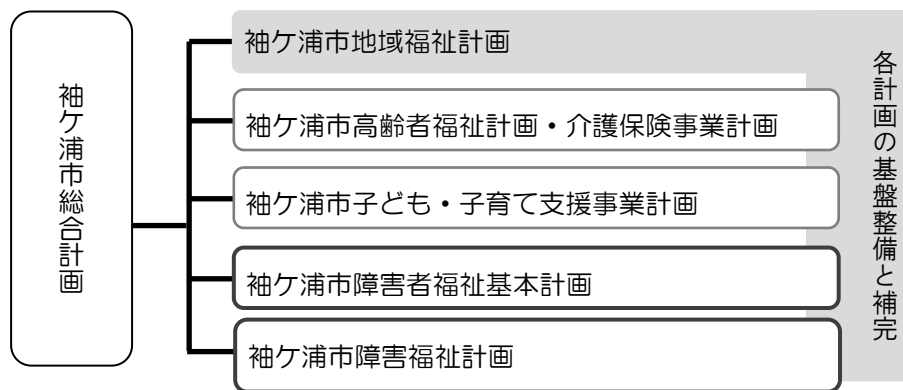
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 各種計画における位置づけ

市の最上位計画となる袖ヶ浦市総合計画をはじめ、福祉の上位計画となる「袖ヶ浦市地域福祉計画」の部門計画として位置づけます。また、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。



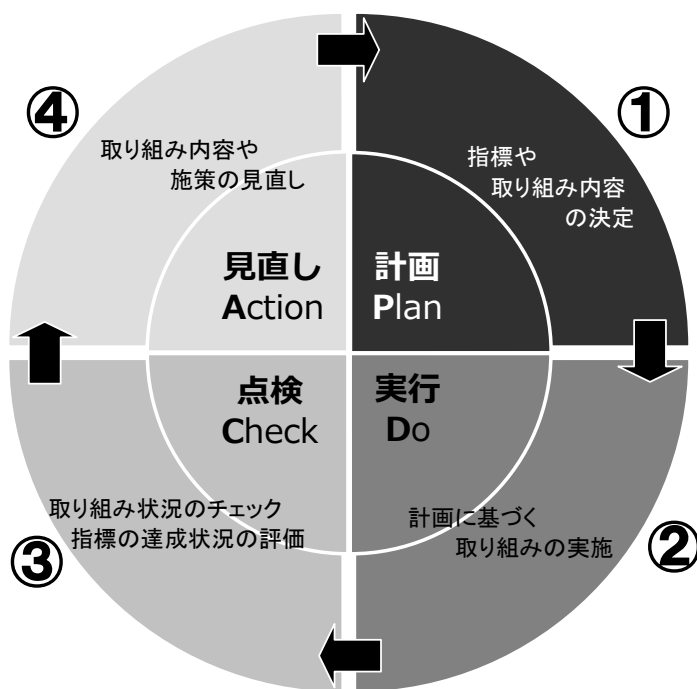
3 計画の期間

次期計画の期間は以下のとおりとします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度～
障害者福祉基本計画	第2期 (平成20年度からの10年間)						第3期		
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期		

4 計画の見直しにあたって

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第3期）及び袖ヶ浦市障害福祉計画（第5期）の策定にあたっては、国の見直しの指針を踏まえるとともに、現行計画である「そでがうら・ふれあいプラン—障害者福祉基本計画（第2期）及び障がい福祉計画（第4期）」の施策及びサービスの現状について整理・分析・評価を行い、PDCAによる検証を踏まえて、各種課題の抽出と新たな施策の方向性を検討していきます。



また、新たな計画の立案にあたっては、昨年度実施したアンケート調査結果を参考にするとともに、下記のスケジュールに沿い、庁内検討委員会、地域総合支援協議会での検討、さらにパブリックコメントを実施して、市民及び関係団体の意見も踏まえたものとして、施策内容及び数値目標の設定等を行っていきます。

	1	2	3	4
検討委員会(庁内)		1	2	3
地域総合支援協議会	1		2	3
政策調整会議・政策会議(庁内)				(調整)
パブリック・コメントの実施				

Ⅱ 近年の障害者福祉の動向の整理

1 近年の障害者福祉の状況

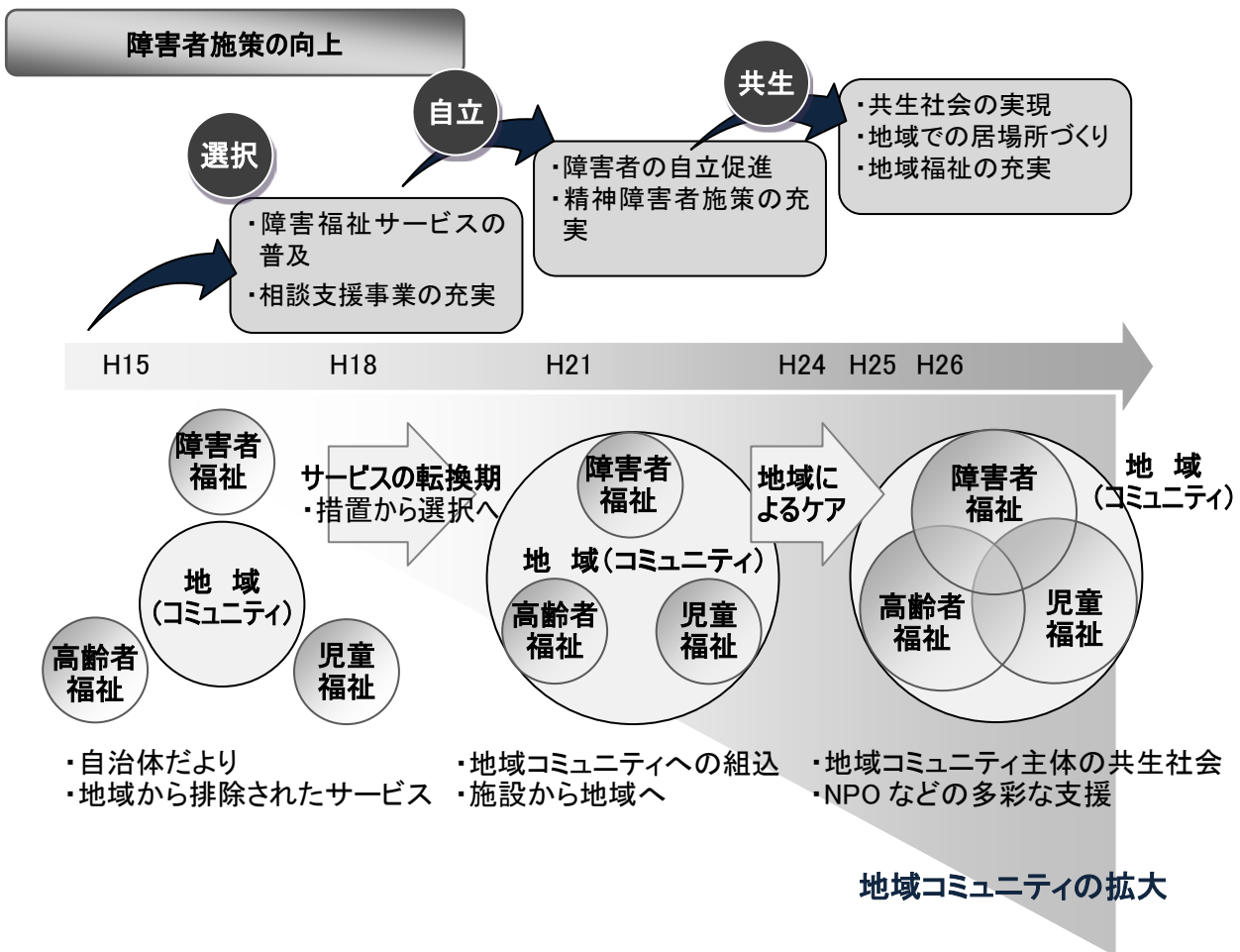
国では、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備を始めとする障害者の施策の抜本的な見直しが進行しています。

特に、平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、「社会的障壁の除去」や、「合理的配慮」がされなければならないと規定されるなど、「障害は個人ではなく社会にある」という障害者の視点に立った考え方に大きく変化しています。

また、平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、公的機関については「社会的障壁の除去」を障害者や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることが義務付けられました。

こうした国の制度改正を十分に踏まえながら、障害者を地域で包み込み、ともに生きる共生社会の指針となる計画の策定を行っていく必要があります。

■障害者福祉の近年の流れ



2 障害福祉制度の変遷（国の動き）

国における障がい者支援は、平成 26 年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化してきました。また、次期計画の計画期間にあたる平成 30 年度には「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正されるため、これらの動向や考え方を踏まえて計画を策定することが重要です。

■ 障がい者に関する国の社会動向（平成 24 年度以降の制度改正）

H24	・「障害者虐待防止法」施行	POINT ・特定疾患者への支援対象の拡大 ・地域生活支援事業の強化 ・障害支援区分の創設 ・重度訪問介護の対象拡大
H25	・「障害者優先調達推進法」施行 ・ 「障害者総合支援法」一部施行	
	・「障害者差別解消法」制定 ・改正「障害者雇用推進法」制定 ・第 3 次「障害者基本計画」策定	
H26	・ 「障害者権利条約」批准	POINT ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定
	・改正「精神障害者保健福祉法」施行 ・「障害者総合支援法」全面施行	
H27	・「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大	POINT ・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化 ・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針や対応要領を作成し、また相談及び紛争の防止等のための整備、啓発活動等の差別解消のための支援措置が定められる。
H28	・「障害者総合支援法及び児童福祉法改正案」閣議決定 ・改正「障害者雇用推進法」施行 ・ 「障害者差別解消法」施行	
	・「発達障害者支援法」改正	
H30	・ 改正「児童福祉法」一部施行予定 ・ 改正「障害者総合支援法」一部施行予定	POINT 改正「障害者総合支援法」 ・ 地域生活支援の強化 ：巡回訪問等による相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設 ・ 就労支援の強化 ：就業後の相談・助言等に応じる「就労定着支援」を新設 ・ 障がい者の高齢化への対応 ：介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置
		POINT 改正「児童福祉法」 ・ 発達支援サービスの強化 ：外出が困難な障がい児に対して、居宅訪問による発達支援サービスを提供 ・ 関係機関の連携の強化 ：保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童にきめ細かく対応 ・ 障害児福祉計画の策定 ：障がい児へサービス提供体制を構築するため、障害児福祉計画を策定

3 次期計画見直しのポイント

ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

ポイント2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

ポイント3 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

ポイント4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

ポイント5 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

ポイント6 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

1. 基本指針見直しの主なポイント(第81回部会(10月19日)資料より)

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

(2) 精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

(3) 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

(5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

(6) 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

3. その他の基本指針見直しポイント

- ・障害を理由とする差別的解消の推進(資料2-3-2)・障害者虐待の防止、養護者虐待の防止(資料2-3-5)
- ・意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方(資料2-3-7)
- ・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実(資料2-3-9)

2. 基本指針への主な反映

- 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映(資料2-2)
- 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」へ反映(資料2-2)
- 地域生活支援拠点に求められる機能等について追記(資料2-2)
- 基幹相談支援センターの更なる設置促進や主任相談支援専門員の確保について追記(資料2-3-6) など

- 成果目標②「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映(資料2-2)
- 保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載(資料2-2) など

- 地域住民が主体的に地域作りに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築の重要性等について追記(資料2-3-1) など

- 発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について追記(資料2-3-4)

- 活動指標に、発達障害者地域支援協議会の開催回数等を追加(資料2-2、資料2-3-4) など

- ・情報公表制度による質の向上(資料2-3-8)
- ・障害福祉人材の確保(資料2-3-10)

Ⅲ 次期計画の検討項目について

1 成果目標に関する事項

市町村障害福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」として目標を設定します。次期計画で設定する「成果目標」の考え方は次のとおりです。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進【継続】

【第4期】

◆指針に示されていた内容

項目	平成 29 年度目標
【A】施設入所者の地域生活への移行	平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行。
【B】施設入所者の削減	平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%以上を削減する。

◆袖ヶ浦市における設定

【A】施設入所者の地域生活への移行	8人 ※施設入所からグループホーム等へ移行した者の数。
【B】施設入所者の削減	3人 ※平成 25 年度時点の利用人員 66 人から削減。

【第5期】

◆国における検討内容

【A】施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

成果目標（案）：平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【B】施設入所者の削減

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。
- このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。
- 一方で、重度化に対応したグループホームの新たなタイプの創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

成果目標（案）：平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【拡充】

【第4期】

◆指針に示されていた内容

【精神科病院から地域生活への移行促進】

項目	平成 29 年度目標
入院後3か月時点の退院率の上昇	平成 29 年度における入院後3か月時点の退院率を 64%以上とする。(国：平成 21 年から 23 年の平均 58.4%)
入院後1年時点の退院率の上昇	平成 29 年度における入院後1年時点の退院率を 91% 以上とする。(国：平成 21 年から 23 年の平均 87.7%)
長期在院者の減少	入院期間が1年以上の長期在院者数を平成 24 年6月末時点から 18%以上減少。

◆袖ヶ浦市における設定

※設定なし

【第5期】

◆国における検討内容

○長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。

○このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、新たな基本指針に政策理念として掲げてはどうか。

成果目標（案）：

①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

・精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（例：精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など）を設置することを原則として設定する。

②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場（例：市町村（自立支援）協議会、専門部会など）を設置することを原則として設定する。

③精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

・地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。

④精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）

・それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成 32 年度末までに、入院後3か月時点の退院率は 69%以上、入院後6か月時点の退院率は 84%以上、入院後1年時点の退院率は 90%以上とすることを成果目標として設定する。

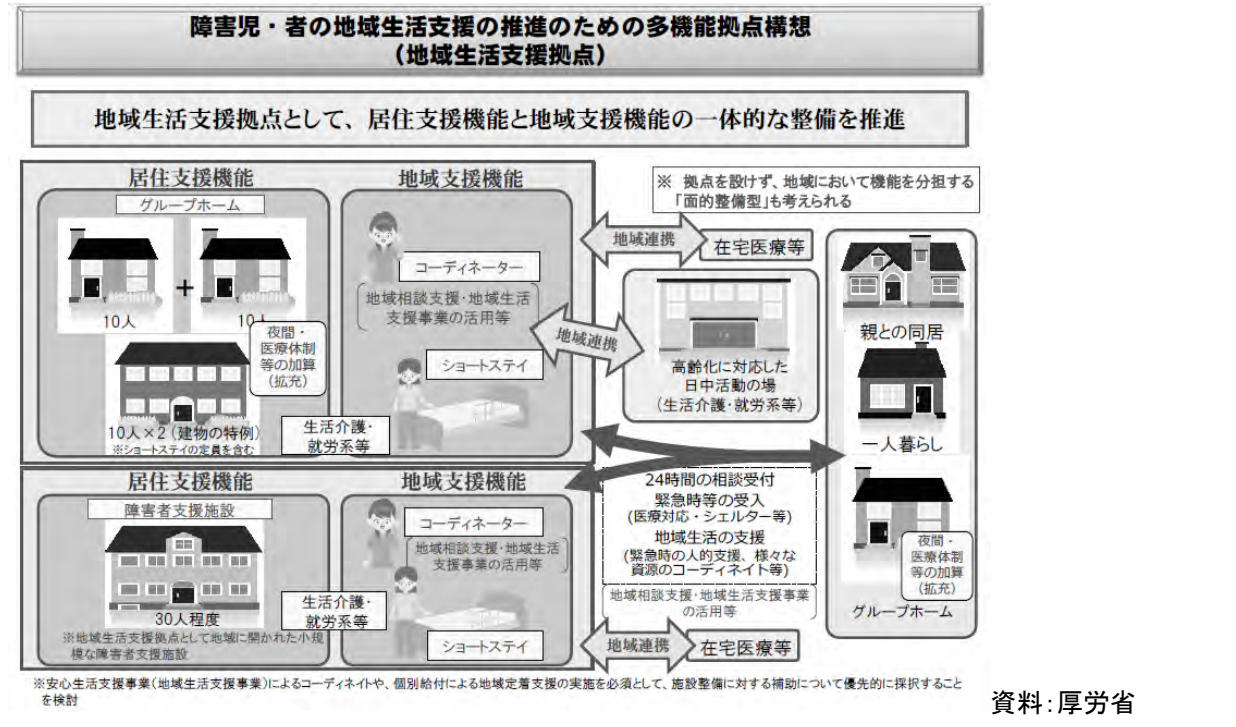
(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備【継続】

【第4期】

◆指針に示されていた内容

【地域生活支援拠点等の整備】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つの拠点等を整備する。



◆袖ヶ浦市における設定

※国の方針等を参考にしながら設置に向けて協議・検討。

【第5期】

◆国における検討内容

○地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。

○地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。

○2016年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標(案):平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【拡充】

【第4期】

◆指針に示されていた内容

項目	平成 29 年度目標
【A】福祉施設から一般就労へ移行	平成 24 年度実績の2倍以上とする。
【B】就労移行支援事業の利用者数の増加	就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から6割以上増加。
【C】就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。(国：平成 23 年度実績 27.1%)

◆袖ヶ浦市における設定

項目	平成 29 年度目標
【A】福祉施設から一般就労へ移行	22 人 ※平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数。
【B】就労移行支援事業の利用者数	31 人 ※平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)。
【C】就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	2 事業所 ※平成 29 年度において就労移行率 30%以上の就労移行支援事業所の数。

【第5期】

◆国における検討内容

【A】福祉施設から一般就労へ移行

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成 27 年度実績で平成 24 年度実績の約 1.7 倍となっている。
- 平成 25 年度から平成 27 年度の移行者数の年平均増加数から推計すると、平成 29 年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成 24 年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標(案)：平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【B】就労移行支援事業の利用者数の増加

- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 27 年度末で、平成 25 年度末における利用者数の 1.1 倍に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成 25 年度から平成 27 年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成 29 年度では、目標である平成 25 年度末の利用者数の 1.6 倍以上の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標(案)：福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成 28 年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【C】就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

- 近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成 25 年度：33.1% 平成 26 年度：33.1% 平成 27 年度：37.6%)

成果目標(案)：就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

【第4期】

◆指針に示されていた内容

※該当項目はなし。(活動指標の設定にあたっては、障害児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所施設及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定めるよう努めることとされていた。)

【第5期】

◆国における検討内容

【A】障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。
- しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
- また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

成果目標(案):

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【B】医療的ニーズへの対応

- 【A】のような障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。

成果目標(案):

- ・重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

2 活動指標について

種 類		サービスの名称
障害福祉サービス	訪問系サービス	○居宅介護.....【利用者数、利用時間数】 ○重度訪問介護.....【利用者数、利用時間数】 ○同行援護.....【利用者数、利用時間数】 ○行動援護.....【利用者数、利用時間数】 ○重度障害者等包括支援.....【利用者数、利用時間数】
	日中活動系	○生活介護.....【利用者数、利用日数】 ○自立訓練（機能訓練）.....【利用者数、利用日数】 ○自立訓練（生活訓練）.....【利用者数、利用日数】 ○就労移行支援.....【利用者数、利用日数】 ○就労継続支援（A型）.....【利用者数、利用日数】 ○就労継続支援（B型）.....【利用者数、利用日数】 ★就労定着支援.....【利用者数】 ○療養介護.....【利用者数】 ○短期入所（福祉型・医療型）.....【利用者数、利用日数】
	居住支援・施設系	★自立生活援助.....【利用者数】 ○共同生活援助.....【利用者数】 ○施設入所支援.....【利用者数】
	相談支援	○計画相談支援.....【利用者数】 ○地域移行支援.....【利用者数】 ○地域定着支援.....【利用者数】
障害児支援	○児童発達支援.....【利用児童、数利用日数】 ○医療型児童発達支援.....【利用児童数、利用日数】 ○放課後等デイサービス.....【利用児童数、利用日数】 ○保育所等訪問支援.....【利用児童数、利用日数】 ★訪問型児童発達支援.....【利用児童数、利用日数】 ○障害児相談支援.....【利用児童数】 ○福祉型障害児入所施設.....【利用児童数】 ○医療型障害児入所施設.....【利用児童数】 ★医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター.....【配置人数】	
★発達障害者支援	★発達障害者地域支援協議会の開催.....【回数】 ★発達障害者支援センターの相談.....【相談件数】 ★発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言.....【助言回数】 ★発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発.....【研修、啓発件数】	

地域生活支援 事業	必須事業	○理解促進研修・啓発事業.....【実施有無】 ○自発的活動支援事業.....【実施有無】 ○相談支援事業 ・障害者相談支援事業.....【実施事業所数】 ・基幹相談支援センター.....【実施有無】 ・障害者自立支援協議会.....【実施有無】 ・市町村相談支援機能強化事業.....【実施有無】 ・住宅入居者等支援事業.....【実施有無】 ○成年後見制度利用支援事業.....【実施有無】 ○成年後見制度法人後見支援事業.....【実施有無】 ○意思疎通支援事業 ・コミュニケーション支援事業.....【利用者数】 ・手話通訳者等設置事業.....【手話通訳者数】 ○日常生活用具給付等事業.....【実施有無】 ・介護訓練支援用具.....【利用件数】 ・自立生活支援用具.....【利用件数】 ・在宅療養等支援用具.....【利用件数】 ・情報・意思疎通支援用具.....【利用件数】 ・排泄管理支援用具.....【利用件数】 ・在宅生活動作補助用具.....【利用件数】 ○手話奉仕員養成研修事業.....【利用者数、利用時間】 ○移動支援事業.....【利用者数、利用時間】 ○地域活動支援センター.....【実施箇所数、利用者数】
	任意事業	○日中一時支援事業.....【利用件数】

【参考】

第4期計画の構成概要



第5期計画の構成概要

(参考2-4) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係



袖ヶ浦市障害者福祉基本計画・障害福祉計画策定スケジュール(案)

	平成29年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民アンケート調査												
入力・集計・分析												
報告書の作成												
現状分析												
施策及びサービスの現状の整理・分析・評価												
各種課題の抽出												
計画立案プロセス												
計画の基本的枠組みの検討												
成果指標等の設定												
計画骨子案の作成												
障害者福祉基本計画(素案)の作成												
障害福祉計画(素案)の作成												
各種計画素案のとりまとめ・調整												
計画書の最終調整												
概要版の作成												
各種会議における検討・市民意見募集												
検討委員会(庁内)												
地域総合支援協議会												
政策調整会議・政策会議(庁内)												
パブリック・コメントの実施												
<p>【会議協議内容】</p> <p>1: アンケート実施概要、計画概要の説明 2: アンケート調査結果の報告、計画骨子案の検討 3: 計画素案の検討、パブリックコメント案の確認 4: パブリックコメント実施結果の報告</p>												